

## II かわさき教育プラン

### これまでの取組と今後の課題

平成26年度に現行プランの対象期間が終了することに伴い、平成27年度からは次期プランに基づき教育施策を展開していくこととなります。次期プランの策定に向けて、ここでは、現行プランの対象期間である平成17年度からこれまでの主な取組を振り返り、本市の教育の現状を明らかにするとともに、今後対応が必要な課題を示します。

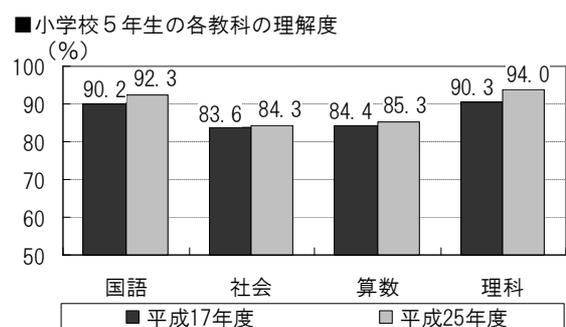
#### 1 確かな学力の育成

【主な取組】(◎：現行プランの下での新しい取組、○：充実を図った取組、●：継続の取組)

- ◎児童生徒の学習状況を把握して、指導方法の検証・改善を進めるために、学習状況調査を実施 (H17～)
- 英語教育や外国語活動の充実を図るために、外国語指導助手 (ALT) を小、中、高等学校に配置 H25実績 70名
- 教科や教育課題などに関する研究テーマをもとに2年間学校全体で研究に取り組み、全市に研究成果を発信する研究推進校を設置 H25実績 45校
- ◎観察や実験等を重視した理科教育の充実を図るために、小学校5・6年生の理科授業に理科支援員を配置 (H20～) H25実績 全小学校
- ◎すべての教科等の指導主事がチームで学校訪問し、授業づくりについて指導助言を行う拡大要請訪問を実施 (H19～) H25実績 26校
- ◎これまでの校内研究や研修のあり方を見直し、同僚性を育みながら、教職員同士の学び合いを高め、学校全体の指導力を高める授業力向上支援を実施 (H22～) H25実績 研究協力校6校
- ◎組織的・継続的な小中連携教育推進体制の整備を図るため、全中学校区に「小中連携教育推進協議会」を設置及び7中学校区でのカリキュラム開発研究を実施 (H22～)

#### ① 川崎市学習状況調査から (授業の理解度と有用感)

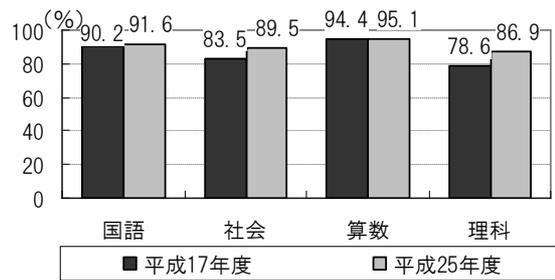
「授業がわかる」「どちらかといえばわかる」と回答した小学校5年生の割合 (理解度) は、国語と理科は9割を超え高く、算数と社会も約8割強という状況です。理科については、理科支援員の配置事業などを通して実験や観察の充実によってわかりやすい授業づくりを進めてきた成果と考えられます。



資料：川崎市学習状況調査 (小学校)

また、「学習したことが生活の中で役立つ」「どちらかといえば役立つ」と回答した小学校5年生の割合（有用感）は、平成17年度と25年度を比べると、社会は6.0ポイント、理科は8.3ポイント高くなっています。国語と算数は9割を超えています。学んだことが生活の中で役立つという意識を育むことは、学習意欲の向上につながるため、今後も継続した指導が求められます。

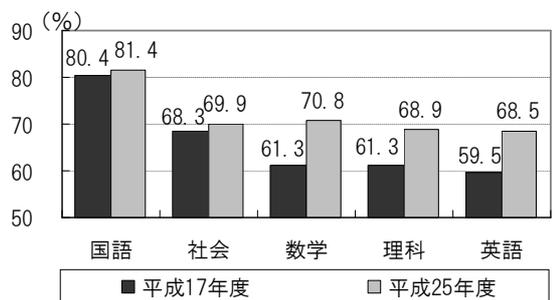
■小学校5年生の各教科の有用感



資料：川崎市学習状況調査（小学校）

「授業がわかる」「どちらかといえばわかる」と回答した中学2年生の割合（理解度）は、平成17年度と25年度を比べると、数学と英語は9.0ポイント以上高くなっています。しかし、8割を超えている教科は国語だけで、他の教科においては約3割の生徒が「どちらかというわからない」、「わからない」と回答しています。

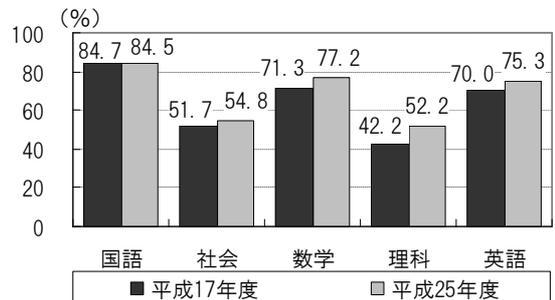
■中学校2年生の各教科の理解度



資料：川崎市学習状況調査（中学校）

また、「学習したことが生活に役立つ」「どちらかといえば役立つ」と回答した中学校2年生の割合（有用感）は、国語は約8割強、英語と数学は約7割強になっています。また、社会と理科においても、平成17年度と25年度を比べると社会3.1ポイント、理科10.0ポイントそれぞれ高くなっています。

■中学校2年生の各教科の有用感



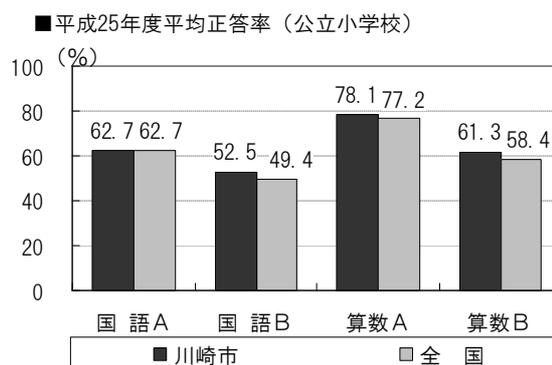
資料：川崎市学習状況調査（中学校）

今後とも小・中学校の9年間に、それぞれの教科において、ねらいを明確にしたわかる授業、そして学習したことと自分の生活とのつながりを考える授業づくりを進めていく必要があります。

## ② 平成 25 年度全国学力・学習状況調査※3から

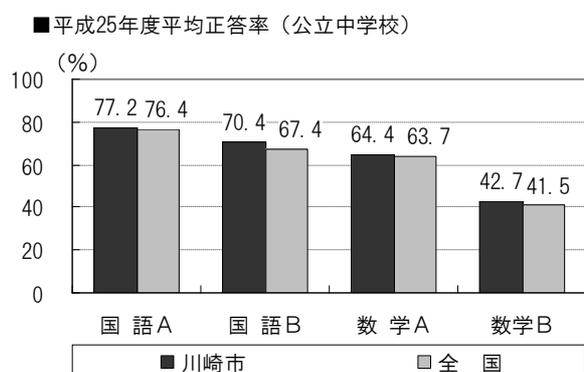
### (1 教科に関する調査の平均正答率から)

本市学校の各教科の平均正答率は、小学校で国語A62.7%、B52.5%、算数A78.1%、B61.3%という結果となりました。主として知識を問うA問題では、全国と比べると国語は同数値、算数は0.9ポイント上回っています。しかし、国語・算数とも標準偏差が全国と比べ0.3ポイントほど大きいことから、知識の定着の分布に幅があることが推察されます。主として活用に関するB問題では、小学校の国語、算数とも約3ポイント全国の平均を上回っています。



資料：全国学力・学習状況調査

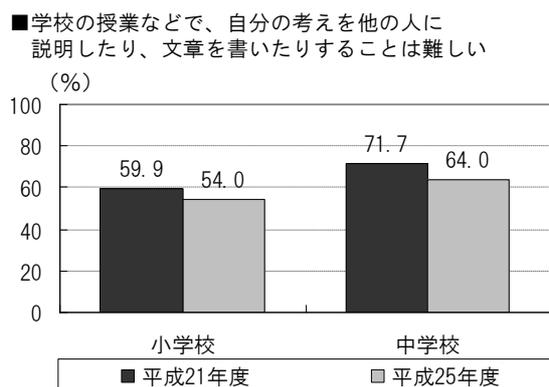
中学校における各教科の正答率は、国語A77.2%、B70.4%、数学A64.4%、B42.7%です。主として知識を問うA問題では、数学・国語とも0.8ないし0.7ポイント全国平均を上回っています。また標準偏差も全国とほぼ同程度にあります。主として活用に関するB問題では、国語で3.0ポイント、数学で1.2ポイント全国の平均を上回っています。



資料：全国学力・学習状況調査

### (2 児童生徒の意識調査から)

「学校の授業などで、自分の考えを他の人に説明したり、文章を書いたりすることは難しい」と回答した児童生徒の割合は、平成21年度と25年度を比べると小学校で5.9ポイント、中学校で7.7ポイント少なくなり改善しています。また「普段の授業では、児童生徒の間で話し合う活動をよく行っていると思いますか」では小学校6.4ポイント、中学校では19.8ポイント高くなっています。



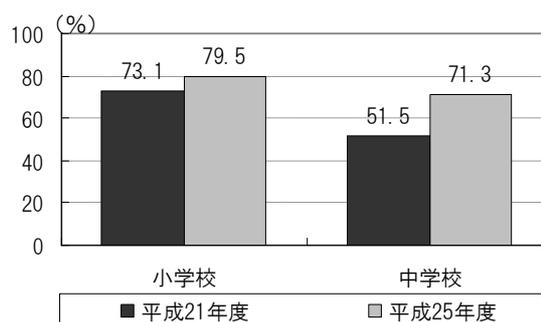
資料：全国学力・学習状況調査

※3 平成 25 年度 全国学力・学習状況調査が本市立小学校 6 年生約 11,000 名、中学校 3 年生約 9,000 名による全数調査として実施された。A 問題：主として「知識」に関する問題、B 問題：主として「活用」に関する問題。

このことから、自分の考えを書き、お互いの考えを出し合い、話し合う思考力・判断力・表現力等を育てる活用の学習活動が進んでいると考えられます。

今後も、川崎市学習状況調査および全国学力・学習状況調査の結果に基づいた学力や学習状況から学習指導や教育課程編成について継続的な検証と改善を行っていく必要があります。

■ 普段の授業では、児童生徒の間で話し合う活動をよく行っていると思う



資料：全国学力・学習状況調査

### ③ 小中連携教育の推進

「中1ギャップ」に代表される児童生徒指導上の課題の急増に対し、小中学校間において課題の共有、接続の改善が求められています。また、各教科等における小中9年間の学習の連続性を確保する必要があります。

そこで、①小中学校間の交流を深め、中学校入学への不安を軽減し、接続の円滑化を図ること、②小中9年間の学びの連続性を踏まえた確かな学力を身に付けさせること、③児童生徒間の交流を通して豊かな人間性や社会性を身に付けさせることを目的に、平成22年度から全中学校区に小中教職員で組織する「連携教育推進協議会」を中心とした組織的・継続的な推進体制を整備するとともに、カリキュラム開発研究校（7中学校区）で小中9年間の学びの連続性を踏まえた確かな学力を身に付けるための研究を推進しました。

現在、全中学校区で連携教育が推進され、教職員間での情報交換会が89%、授業参観・研究協議が82%の学校で実施されており、中学校教員による出前授業・協力指導（46%）や合同研修会（58%）も取り組まれています。特に、合同研修会のうち児童生徒指導に関する研修が70%、学習指導に関わる研修が67%の学校で実施され、各教科の連携に向けて取組が定着しつつあります。一方、それぞれの学校状況が異なる中で連携にかかわる日程調整・時間確保や連携担当教員だけでなく全教職員の理解、教材開発や活用等の課題もあります。

今後も引き続き、児童生徒の「自主・自立」に向けた「確かな学力」「豊かな心」等の「生きる力」を育成するために、小中教職員間の児童生徒、教科に関する研修・研究や情報共有等の促進により、教育課程や学習環境、学校生活等の円滑な接続と連続性を持たせるなど、子どもたちの成長を考慮した小中連携教育を推進していく必要があります。

## 2 豊かな心の育成

【主な取組】(◎：現行プランの下での新しい取組、○：充実を図った取組、●：継続の取組)

◎道徳教育の充実に向けて、道徳副読本を配布 (H21～)

○音楽の楽しさや美しさを感じるとともに、豊かな感性を育む子どもの音楽活動の推進

○司書資格等を有する学校図書館コーディネーターを配置等し、学校図書館の充実を図る読書のまちかわさきの推進 (H21～ 14名→21名)

○性に関する指導の充実として、「川崎市がめざす性教育の考え方・進め方」の作成及び教職員向けの研修の実施

### ① 道徳教育

子どもたちが、自己の生き方について考えようとする姿勢や自他を尊重する姿勢を育むために、学校ごとに子どもの実態に応じて道徳教育の重点目標を設定し、道徳教育の充実を図ってきました。

また、道徳の時間の中心的な資料として活用する道徳副読本を、市立学校の小・中学生に配布してきました。教職員には、学習指導要領実践事例研究冊子(道徳)を作成し配布するとともに、道徳教育担当者の研修会を実施しました。

今後も、道徳の時間とともに、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実が図られるよう取り組んでいく必要があります。

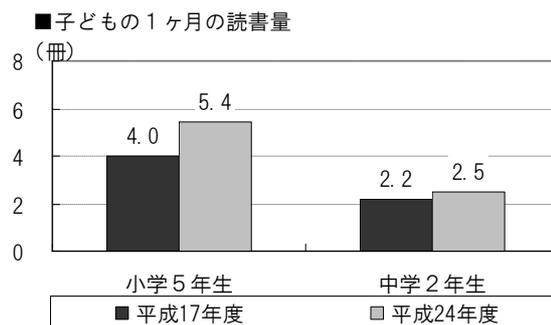
### ② 子どもの音楽活動

本市では、最先端の音響設備を持つミュージアム川崎シンフォニーホールや2つの音楽大学が立地するという強みを活かし、地域と連携した音楽活動を展開しています。平成16年度からは「子どものためのオーケストラ鑑賞」(8,500名程度の児童を対象)や小・中・高校生が音楽活動の成果を発表する場である「子どもの音楽の祭典」(入場者数1,000名程度)を実施してきました。また、平成17年度から地域の音楽家との交流など地域に根ざした音楽活動を推進する「地域に開かれた子どもの音楽活動」(毎年20校程度)を、平成23年度からは、市内音楽大学との連携による「ジュニア音楽リーダー」の育成を実施してきました。今後も「音楽のまち」である本市の強みを活かして、音楽大学、地域の音楽家等、市内の貴重な音楽教育資源を活用し、子どもたちの豊かな感性と生涯を通じて音楽を愛好する心情を育めるよう、子どもの音楽体験活動を充実していく必要があります。

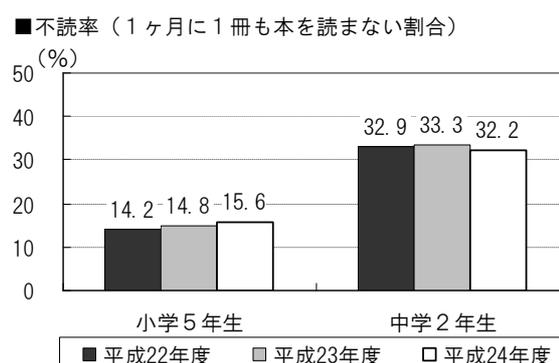
### ③ 読書のまち・かわさき

朝読書・読み聞かせ・ブックトーク等の実施、学校図書館コーディネーターの配置などを実施し、各校における子どもの読書活動を推進しています。

これまで、子どもたちが読書に親しむよう、学校図書館コーディネーター、学校図書担当教諭及び図書ボランティアが連携・協力し、学校図書館の充実を図っています。さらに、図書に携わる教員の資質向上を図り、学校図書館を活用した授業の活性化に向けて取り組んでいくとともに、学校図書館コーディネーターや図書ボランティアのより有効的な活用などの環境整備が必要となっています。今後も学校・家庭・地域が連携した読書活動の充実が必要となっています。



資料：川崎市学習状況調査（小・中学校）



資料：川崎市学習状況調査（小・中学校）

### ④ 性に関する指導の充実

平成17年度に性教育検討委員会を設置し、川崎市が目指す性教育の考え方・進め方の整理を行い、平成18年3月には性教育検討委員会が作成した冊子を、各学校へ配布しました。

また、「川崎市がめざす性教育の考え方・進め方」に基づき、いのちの大切さや豊かな心を育む教育活動を推進してきました。

今後は、学習指導要領の内容を踏まえて「川崎市がめざす性教育の考え方・進め方」を改訂し、研修会や講演会などの実施により保護者や学校の教職員の共通理解を図り、命の大切さや豊かな心を育む「性に関する指導」を充実していく必要があります。

### 3 健やかな心身の育成

【主な取組】(◎：現行プランの下での新しい取組、○：充実を図った取組、●：継続の取組)

- 心臓病検診の充実(要経過観察者に対して翌年度に精密検査を行うフォローアップ検診の実施)(H17～)
- 中学校部活動の充実(各校へ部活動推進用具整備費や全国大会・関東大会への出場に対する派遣補助金の交付、各種目指導者講習会の開催等)(H18～)
- 部活動外部指導者の導入
- ◎食物アレルギーのある児童生徒への対応として、「川崎市立学校における食物アレルギー疾患を持つ児童生徒の対応マニュアル」と生活管理指導表の作成(H20～)
- ◎新型インフルエンザ対策として、必要物品を市立学校に配備、児童生徒に向けた感染予防に関する意識啓発及び対策の周知(H22～)
- ◎学校薬剤師が学校を訪問し、薬に関する授業等を支援(H22～)
- ◎小・中学校向けに「食に関する指導プラン」の策定(H23～)
- ◎心の健康相談支援として、精神科専門医の学校派遣及び必要に応じた医療機関との連携
- ◎結核の高蔓延国からの帰国者などの精密検査の通年化(H24～)

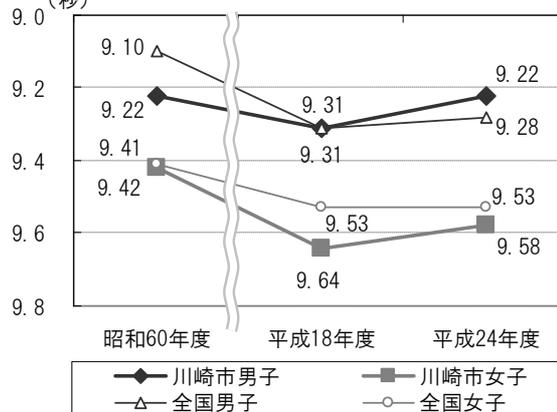
#### ① 学校体育・運動部活動等

我が国の児童生徒の体力・運動能力は、長期的な低下傾向に歯止めがかかり、わずかではありますが、向上傾向に転じつつあり、本市においても同様の傾向を示しています。

しかしながら、本市の児童生徒の体力・運動能力の調査結果は、全国平均と比較すると、男女ともに下回っており、運動やスポーツに積極的に取り組む者とそうでない者との二極化傾向が見られます。

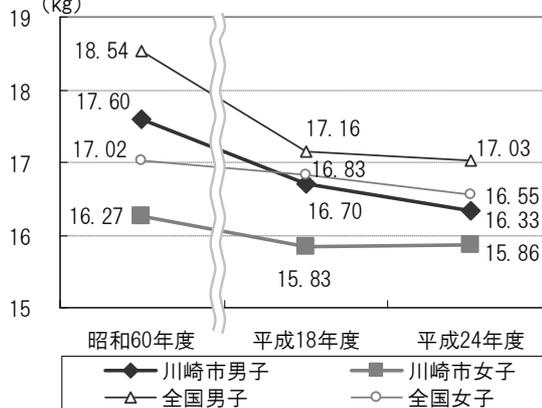
だれもが、運動する心地よさを味わい、生涯にわたって運動に親しむことができるよう、体育の授業を充実させることが求められています。そのため、小学校においては、教員の指導力の向上を図るとともに、大学生や地域スポーツ指導者等の専門的な技術指導者を授業の補助指導者として活用し、体育学習の充実を図っていく必要があります。

■小学校5年生の体力テストの結果の推移(50m走)  
(秒)



資料：児童生徒新体力テスト調査報告書

■小学校5年生の体力テスト結果の推移(握力)  
(kg)



資料：児童生徒新体力テスト調査報告書

また、中学校では、平成 24 年度から 1・2 年生において武道とダンスが必修になりました。それに伴い、教員の指導力のさらなる向上を図るとともに、専門的な技能指導に対する補助指導者制度を導入し、安全できめ細やかな指導体制を構築する必要があります。

本市における中学校での運動部活動は、神奈川県とのデータと比較して入部率も高く、活発に活動している学校が多い反面、生徒の多様なニーズに対応した専門的かつ安定的な部活動指導が困難な学校もあることから、効果的に外部指導者を活用するなど、今後も地域の教育力を積極的に取り入れていく必要があります。

## ② 学校保健

自らの健康に関心を持ち、生涯にわたって健康やかに生き抜く力を育むために、心身の調和的な発達を図ることは、大変重要です。

学校における心の健康相談に関する支援については、学校ニーズの高まりに対応するため専門医を増員した結果、きめ細やかな支援が可能となり、平成 17 年度に 8 件だった相談件数が平成 25 年度は 60 件と増加しています。また、相談内容も保健室登校や不登校に関することから、小児精神疾患に関することなど多岐にわたっています。このため本市では、小児精神科を専門とする医療機関と連携した体制を構築しました。

■「心の健康相談支援事業」における学校からの相談件数

	平成 17 年度	平成 25 年度
相談件数	8 件	60 件

資料：川崎市教育委員会調べ

また、学校保健安全法に基づく定期健康診断を実施して、児童生徒の健康の保持増進を図ってきました。平成 17 年度には、心臓病集団検診において、経過観察が必要とされた児童生徒に対し、必要に応じて翌年度に精密検査を行う、「川崎方式」と呼ばれる心臓病検診（フォローアップ）を開始しました。また、結核健康診断については、平成 24 年度から、結核の高蔓延国からの帰国者などの精密検査を通年化しました。

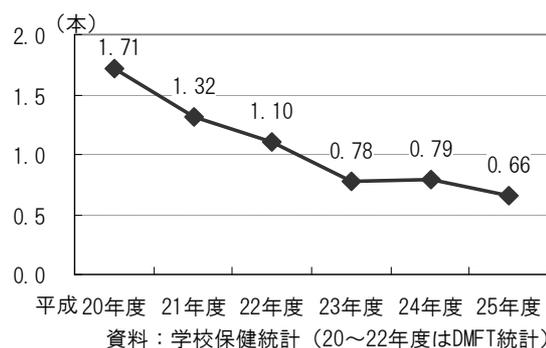
食物アレルギーを持つ児童生徒のうち、アドレナリン自己注射薬を処方された者の数は、近年増加傾向にあります。平成 21 年 3 月に「川崎市立学校における食物アレルギー疾患を持つ児童生徒の対応マニュアル」と生活管理指導表を作成し、平成 25 年度には、近年の社会状況を踏まえ同マニュアルの改訂を行うとともに、関係局等と緊急時の連携体制の充実を図ってきました。

今後は、多岐にわたる子どもたちの健康課題に対応し、健康管理の充実を図るために救急処置のためのガイドライン等の策定を進めていく必要があります。

歯科保健に関しては、歯科医師会と連携し全市的な口・歯に関する指導の充実を図っています。その結果、市立学校における12歳児一人平均むし歯本数が、平成20年度の1.71本から平成25年度は0.66本へと大きく改善しました。

そのほか、新型インフルエンザ対策事業や薬剤師会との連携による「くすりの教育」を実施しています。今後も、子どもたちの望ましい生活習慣の確立、心の健康の保持・増進、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、学習指導要領の内容を踏まえた各学校における健康教育の一層の充実を図る必要があります。

■川崎市立学校における12歳児ひとり平均むし歯本数の推移



### ③ 食育・学校給食

近年の社会環境の変化に伴い、子どもたちを取り巻く食環境は著しく変化しており、朝食の欠食や肥満・痩身傾向、生活習慣病の若年化など、食生活の乱れによる子どもたちの健康問題は深刻さを増しています。

学校においては各教科や特別活動、給食（昼食）の時間の中で食に関する指導を行っており、教育委員会では平成23年度からの新学習指導要領の実施に伴い「食に関する指導プラン」を小・中学校向けにそれぞれ策定し、食育の推進を図ってきました。また、全ての小・中・特別支援学校に、食育担当者を設置し、学校教育全体で取り組むために校内組織の充実を図ってきました。

本市では、小学校113校、特別支援学校3校で主食、副食、牛乳を提供する完全給食を自校調理方式により実施しています。中学校51校ではミルク給食を実施し、市立高等学校定時制課程5校では、希望する生徒へ選択制による完全給食を提供しています。

小学校及び特別支援学校の給食調理業務では、平成16年度に各区1校の7校で民間委託を導入後、平成25年度までに計44校（PFI事業によるはるひ野小学校を含む）で委託化を実施しました。また、中学校では、弁当を持参できない生徒のために、家庭からの弁当を補完する制度として、平成16年度から全校でランチサービス事業を実施しています。さらに、中学校での昼食のあり方について議論を深める中で、完全給食を提供することによりさらなる食育の充実が図られること、育ち盛りの生徒にとって栄養バランスがあり安全・安心で温かい食事を摂ることができることなどから、平成25年11月に「川崎市立中学校給食の基本方針」を決定し、中学校完全給食の実施に向けた取組に着手しました。

市立高等学校定時制課程の夜間給食においては、平成22年度に給食費の有職者と無職者との生徒負担額の差について均衡を図り、さらに、平成25年度には公私負担割合の見直し及び生徒のニーズに対応した温かい給食とするメニューの改善を決定しました。（平成26年度から実施）

今後も、子どもたちが生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、家庭と連携しながら、積極的に食育に取り組んでいく必要があります。

## 4 人権尊重教育

【主な取組】(◎：現行プランの下での新しい取組、○：充実を図った取組、●：継続の取組)

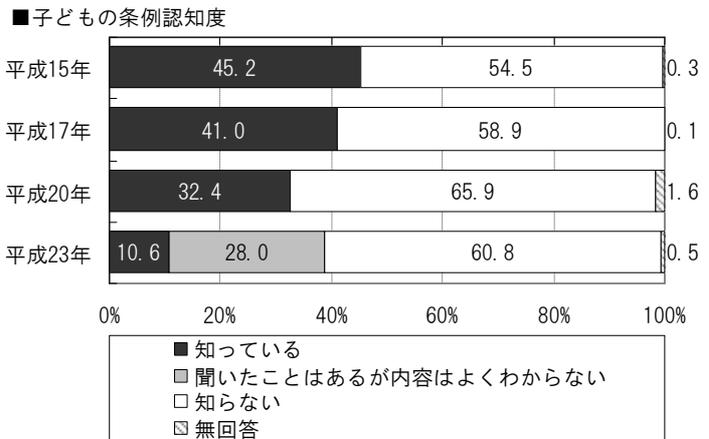
- 人権・同和教育、外国につながる子どもたちへの教育に関する研修・研究の充実
- 「子どもの権利学習資料」の充実に向けた検討委員会の実施、資料改善・配布
- 講師派遣による、子どもたちが暴力や権利侵害から自分を守る方法を身に付けるための学習の実施 \* 延べ実施校数 538校 1,635学級 (H13~H24)
- 民族文化の紹介や指導等を行う外国人市民等を民族文化講師とした、子どもたちの異文化理解と相互尊重をめざした学習の実施 \* 延べ実施校数 827校 (H10~H24)
- 各学校の多文化共生教育の充実に向けた「多文化交流会」の実施

本市では、「人権尊重教育」をすべての教育活動の基盤として位置付け、豊かな心をはぐくむ教育を推進してきました。

特に平成13年に全国に先駆けて制定した「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づく「子どもの権利学習」や、多くの外国人が在住する地域性に基づく「多文化共生教育」を中心に本市独自の「人権尊重教育」を推進してきました。それに伴い、教職員研修や人権尊重教育の研究も充実してきています。また、各学校では、「子どもの権利学習資料」を使った権利学習の取組や、文化の違いを認め合い尊重し合う「多文化共生教育」の取組が教育活動の中で行われるようになりました。

しかし、近年、子どもたちをとりまく状況は少しずつ変化してきています。

過去4回実施された「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」では、条例を「知っている」という回答が、年々低下してきています。平成23年調査では、より丁寧に調査するため「聞いたことはあるが内容はよくわからない」という設問が加えられました。そのため過去の調査と同列に比較することはできませんが、「知っている」と「聞いたことはあるが内容はよくわからない」を合わせても38.6%と、平成15年の調査から6.6ポイント低くなっています。

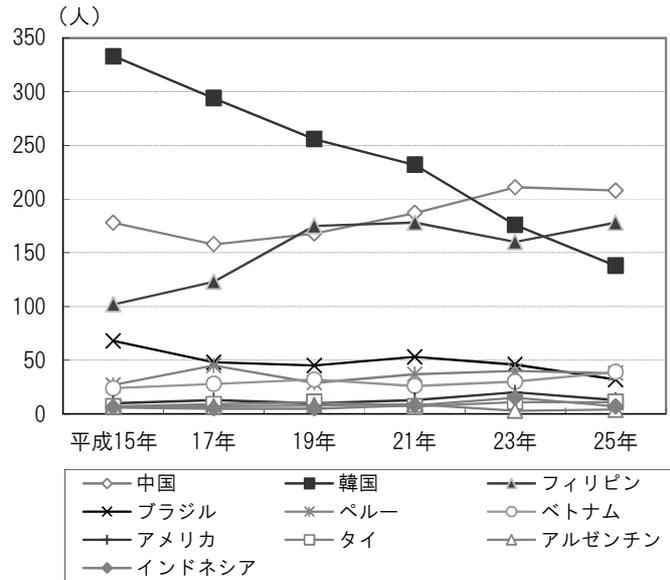


資料：川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書  
(平成24年3月)

また、市立学校に在籍する外国籍の子どもたちは、最近 10 年間に各国籍の占める割合が変化し、より多様化してきています。

このような本市の子どもたちをとりまく状況の変化にともない、今後は「子どもの権利学習」の学習資料の改善や、多様な文化に対応できる「多文化共生教育」の充実を図るなど「人権尊重教育」の総合的な推進を図り、さらに、その内容を周知するための教職員に対する研修内容を充実する必要があります。

■川崎市立小・中学校国別外国籍児童生徒数



	平成15年	17年	19年	21年	23年	25年
中国	178	158	168	187	211	208
韓国	333	294	256	232	176	138
フィリピン	102	123	175	178	160	178
ブラジル	68	48	45	53	46	32
ペルー	27	45	29	37	40	38
ベトナム	24	28	32	26	30	39
アメリカ	10	13	10	13	20	13
タイ	7	9	11	7	11	11
アルゼンチン	7	7	8	9	3	4
インドネシア	6	5	5	8	15	7

資料：川崎市総合教育センター外国籍別児童生徒国籍別在籍者数調査（平成25年9月）

## 5 いじめ・不登校等への対応

【主な取組】(◎：現行プランの下での新しい取組、○：充実を図った取組、●：継続の取組)

●不登校未然防止・早期解決を図るための校内体制作り、小・中学校間の望ましい接続等を図るため、研究実践校の小学校へ「心のかけはし相談員」を配置

H25年 配置15校

●中学校における教育相談機能の充実を図るため、スクールカウンセラーを配置

H17年 全中学校配置

◎小学校・高等学校における教育相談機能の充実を図るため、学校巡回カウンセラーを派遣  
(H19～) H25年 7名体制

○電話教育相談の通年及び24時間対応の実施

◎各職種の専門家による児童生徒の心の応急処置と二次被害の拡大防止を行うための体制整備 (H20～)

◎かわさき共生\* 共育プログラムによるいじめ、不登校の未然防止 (H22～)

○不登校児童生徒への支援の充実を図るため、ゆうゆう広場(適応指導教室)を設置し運営  
H24年 6カ所設置完了

◎児童支援コーディネーターの専任化 (H25～) 小学校35校

◎区・教育担当の設置 (H17～)

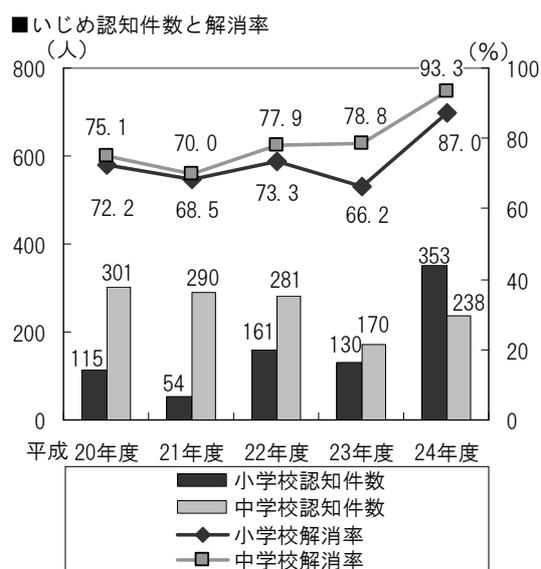
◎川崎市立学校インターネット問題相談窓口の設置 (H20～)

◎スクールソーシャルワーカーの活用 (H20～) スクールソーシャルワーカーの各区1名配置に向けて順次拡充し、平成25年度7名配置完了

本市の公立学校におけるいじめの認知(発生)件数は、平成15年度から平成23年度にかけて、中学校では横ばいからやや減少、小学校では増加傾向にあります。いじめの解消率については、平成24年度は約90%となっています。

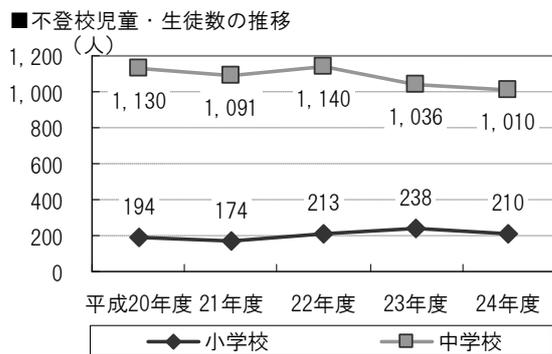
いじめは、その様態が年々変容し、潜在化、巧妙化等が進んで見えにくくなっているほか、パソコンや携帯電話・スマートフォンの普及に伴う新たな問題も生じています。

今後は、いじめ防止対策推進法の制定を受けて本市の既存の取組を推進するとともに、各学校が実情に応じたいじめ防止の基本方針を策定できるよう支援を行っていく必要があります。

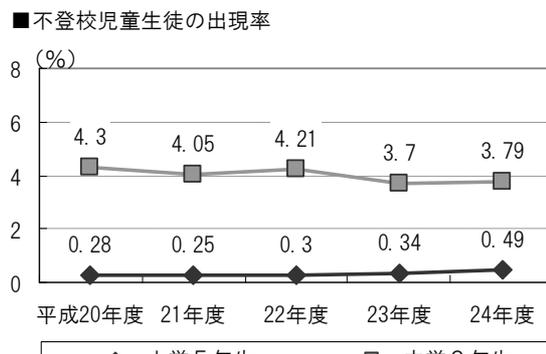


資料：神奈川県児童・生徒の問題行動等調査

不登校児童生徒は、小学校は200人前後、中学校は1,000人以上で推移しており、全国や県と同様、出現率は横ばい状態となっています。



資料：教育調査統計資料2012（平成24年度）

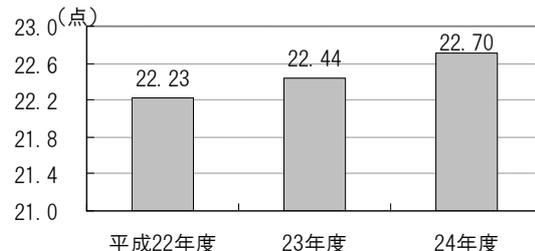


資料：教育調査統計資料2012（平成24年度）

本市では、いじめ・不登校の未然防止として、「かわさき共生＊共育プログラム」の年間標準6時間の実施を各校の教育課程に位置づけ、児童生徒の社会性の育成と学級の人間関係の改善を図ってきました。また、プログラム実施後には、その効果を調査する「効果測定アンケート」による、児童生徒の学級適応状態やいじめ・不登校の早期発見、ケース会議等での早期対応策の検討などの取組を推進しています。

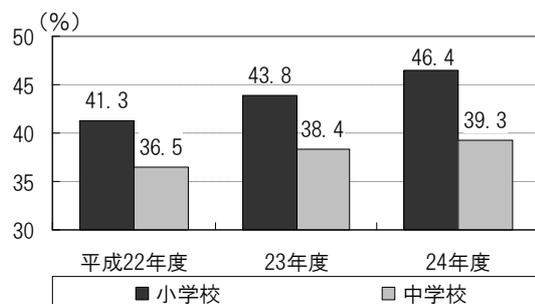
プログラム実施後の効果測定アンケートの結果では、児童理解、生徒指導の充実により、社会性「言語的解決スキル<sup>※4</sup>」の上昇とともに学級における「ポジティブ活躍群<sup>※5</sup>」の児童生徒の割合が年々高くなっている傾向がうかがえます。

■かわさき共生＊共育プログラム実施における言語的解決スキルの向上（小・中学校）



資料：かわさき共生＊共育プログラム効果測定による調査「研究協力校 小10校、中11校 延べ1万人」の推移

■かわさき共生＊共育プログラム測定効果におけるポジティブ活躍群の割合



資料：かわさき共生＊共育プログラム効果測定による調査「研究協力校 小10校、中11校 延べ1万人」の推移

※4 言語コミュニケーションにより、よりよい人間関係を構築するソーシャルスキル。

※5 他者への高信頼感により、自己有用感が高く、その集団の中で自己開示が積極的に行われている傾向。

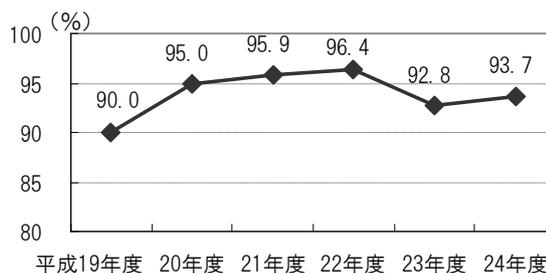
また、不登校児童生徒を対象に学校復帰や社会復帰のための支援を行っている適応指導教室「ゆうゆう広場」は、平成5年に「さいわい」を最初に開設し、平成7年に「たま」、平成10年「あさお」、平成18年「みゆき」、平成22年「なかはら」と順次開設し、平成24年には整備完了となる6箇所目の「たかつ」を開設しました。この「ゆうゆう広場」に通級している児童生徒のうち、毎年約4割近くの児童生徒が学校への復帰を果たしています。また、中学3年生における進学及び就職等の進路決定率は9割を超えて推移しています。

複雑化する児童生徒の問題行動等の背景には、心の問題とともに家庭等の問題が複雑に絡みあっており、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用して問題解決を図っていくため、平成21年度に4区の区・教育担当にスクールソーシャルワーカー各1名を配置しました。その後、順次拡充を図り、平成25年度には各区に各1名の配置を完了しました。

今後は、スクールソーシャルワーカーの資質向上や効果的な配置等について検討するとともに、問題を抱える児童生徒の環境改善に向けて関係機関との連携を進め、支援していく必要があります。

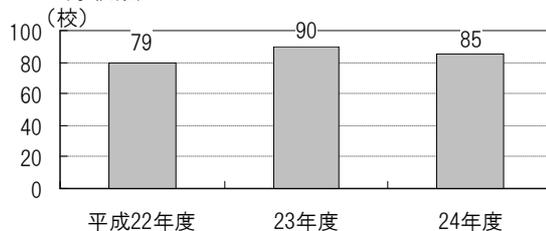
また、小学校では従来の特別支援教育コーディネーター機能を拡充し、特別支援教育、児童指導、教育相談を包括する役割を担う児童支援コーディネーターの専任化を進めており、現在35校で専任化を行っています。今後も一人ひとりの教育的ニーズに対応した総合的な支援ができるよう、児童支援コーディネーターの専任化を推進する必要があります。

■ゆうゆう広場通級者の進路決定時における進学及び就学の決定率



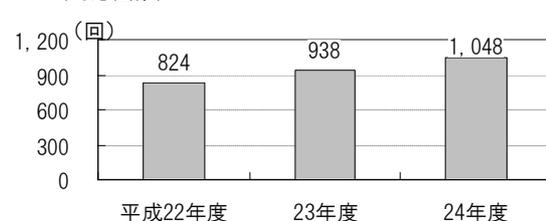
資料：総合教育センター事業報告書

■スクールソーシャルワーカー対応状況 (学校数)



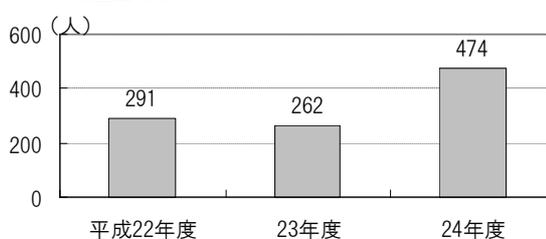
資料：川崎市教育委員会調べ

■スクールソーシャルワーカー対応状況 (対応回数)



資料：川崎市教育委員会調べ

■スクールソーシャルワーカー対応状況 (児童生徒数)

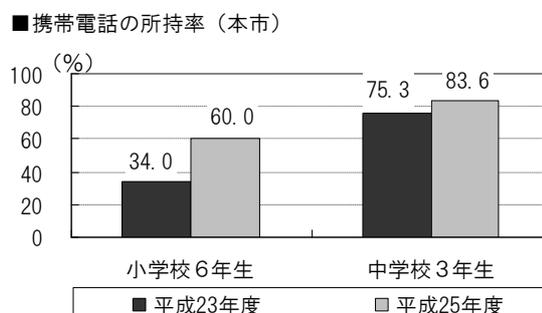


資料：川崎市教育委員会調べ

## 6 インターネット問題

【主な取組】(◎：現行プランの下での新しい取組、○：充実を図った取組、●：継続の取組)  
 ◎川崎市立学校インターネット問題相談窓口の設置 (H20～)

情報機器の急速な普及により、児童生徒の携帯電話の所持率は、平成 23 年度から 25 年度にかけて、小学校 6 年生では 34%から 60%に、中学校 3 年生は 75.3%から 83.6%と増加しています。インターネットの利用は今後ますます必要なものとなります。また、それらを活用していくことは社会で生きていくために必要な能力となっていきます。



資料：全国学力・学習状況調査

しかし一方で、高等学校 40%(4/10 校)、中学校 65%(33/51 校)、小学校 6% (7/115 校)に学校裏サイト等が確認され、その内、トラブルに発展するような悪質な書き込みは、高等学校 67%、中学校 76%、小学校 40%で確認されるなど、誹謗中傷等や人権侵害、ネットいじめ等への取組が大きな課題となってきました。(H20 年調査)

こうしたことに鑑み、本市では、平成 20 年度に「川崎市立学校インターネット問題相談窓口」を開設するとともに、「川崎市立学校インターネット問題連絡協議会」を設置・運営し、警察、PTA連絡協議会等、関係機関との連携を強化してきました。今後も、問題への迅速な対応、解決、保護者等への啓発活動など、未然防止等の取組を充実していく必要があります。

また、SNSやゲームサイトでのトラブルへの対応など、今後は子どもたちへの情報モラル教育、教員や保護者へのスマートフォンをはじめとする新たな機器活用に対応した啓発活動を進めていく必要があります。

■「インターネット問題相談窓口」における相談・対応件数

	相談件数			個人誹謗 中傷の削除
	児童生徒 保護者	学校	合計	
平成 21 年度	194	84	278	2,343
平成 22 年度	218	105	323	2,425
平成 23 年度	155	75	230	1,044

資料：川崎市教育委員会調べ

## 7 海外帰国・外国人児童生徒

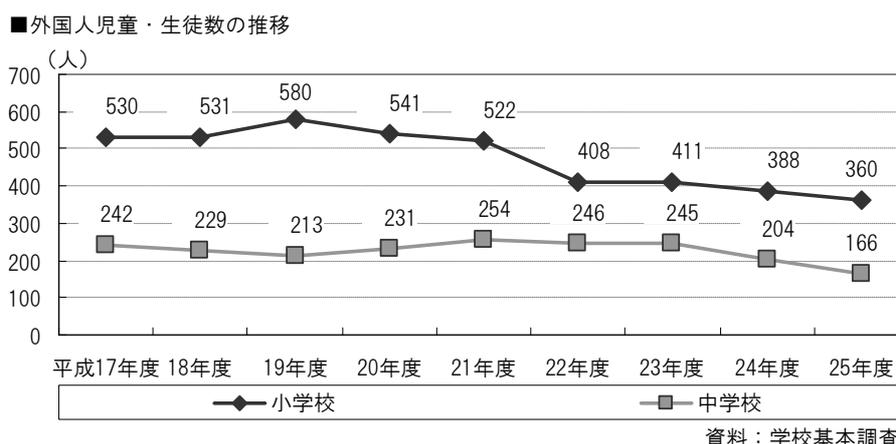
【主な取組】(◎：現行プランの下での新しい取組、○：充実を図った取組、●：継続の取組)

○日本語指導が必要な海外帰国・外国人児童生徒に対して日本語指導等協力者の各学校への派遣を実施 H24実績 新規児童生徒 122名

国際結婚や海外帰国者などの増加により、日本国籍を持つ市民であっても外国文化を背景に持つ市民が増えており、また外国人市民も増加してきています。それに伴い、海外帰国児童生徒や外国人児童生徒など外国文化を背景に持つ児童生徒も増加しています。

海外帰国・外国人児童生徒に対しては、就学相談や日本語指導等協力者の派遣など日本語指導の充実、中学校3年生の高校進学に向けた学習支援等を進めています。

学校基本調査による外国人児童生徒数は、平成19年度の793名（小学校580名、中学校213名）をピークに、以降は減少傾向にあります。しかし、海外での滞在が長期化した海外帰国児童生徒や日本国籍を取得しているものの日本語指導を必要とする児童生徒が増加している傾向にあります。また、平成25年度公立小中学校における外国人児童生徒の国籍別在籍状況調査では、本市公立小中学校で40の国や地域の外国人児童生徒が学んでいます。



このような実態の多様化（文化的な背景、海外での教育歴、家庭環境、特別な教育的ニーズを抱える等）により支援に必要な期間が長くなる傾向が大きな課題となっており、とりわけ、中学生になって日本の学校に編入した生徒は、高等学校進学までの学習支援等の期間が限られることから、希望する高校への進学が難しい状況にあります。

今後は、中学生の高校進学に向けた学習支援について、学校はもとより関係機関やNPOなどと連携を進め一層充実させていく必要があります。

## 8 就学援助・奨学金

【主な取組】(◎：現行プランの下での新しい取組、○：充実を図った取組、●：継続の取組)

◎就学援助のおしらせ(案内文)に、援助を希望する保護者が的確に判断できるよう認定基準となる目安額を掲載(H19～)

○高校奨学金について、社会状況の変化を見据えながら支給額や支給対象者等を見直し、新制度をH26から実施予定

本市では、小・中学校において、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対する就学援助を実施するとともに、高等学校や大学において、能力があり経済的に修学困難な生徒に対する高等学校奨学金、大学奨学金制度を設けています。

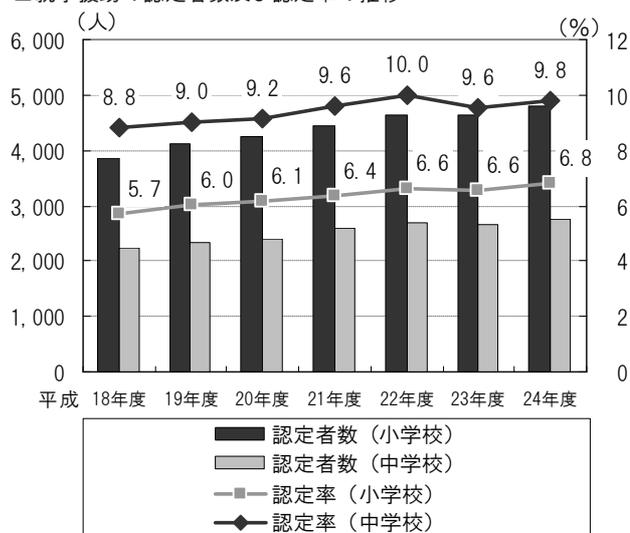
小・中学校の就学援助の認定者数及び認定率は年々増加の傾向にあり、また、高等学校奨学金の応募者数も増加しています。

これらの増加の背景としては、企業の倒産やリストラなど経済状況の悪化や、離婚等による母子・父子家庭の増加によるものなどが考えられます。

就学援助については、全ての児童生徒がその生育環境に左右されることなく、教育を十分に受けられるよう配慮することが重要な課題であり、義務教育を円滑に進めるため、援助の対象者全てに必要な援助が行渡るよう、引き続きその周知方法や支給項目などについて検討していく必要があります。

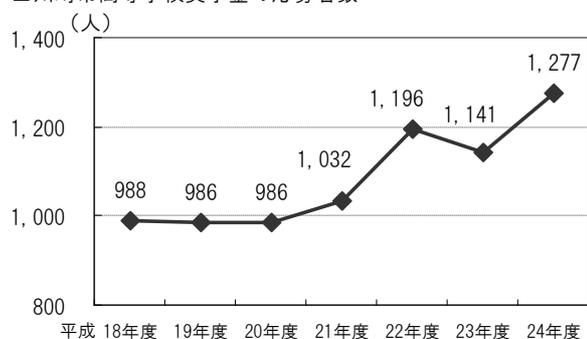
奨学金については、経済的理由により修学困難な生徒に対し、国や県等による経済的負担の軽減施策の動向を踏まえながら、限りある財源のなかで、引き続き適切な修学支援を行うため、今後の制度のあり方について検討していく必要があります。

■就学援助の認定者数及び認定率の推移



資料：川崎市教育委員会調べ

■川崎市高等学校奨学金の応募者数



資料：川崎市教育委員会調べ

## 9 特別支援教育

【主な取組】(◎：現行プランの下での新しい取組、○：充実を図った取組、●：継続の取組)

○特別支援教育体制整備 (H17～)

- ・特別支援教育コーディネーター配置と校内委員会設置 (小中高等学校全校)
- ・小中高等学校の支援体制整備 (特別支援学校のセンター的機能、巡回相談員、巡回指導員)

◎特別支援教育サポーターの配置 (H19～) H25実績 110人

◎通級指導教室の開設 (H17～) H25実績 17教室

- ・生田中学校・東生田小学校・はるひ野小学校における通級指導教室の整備 26年度開設

◎特別支援学校の整備 (H22～)

- ・聾学校・養護学校高等部分教室の改修工事 23年度完了
- ・養護学校高等部分教室の開設 (H23)
- ・田島養護学校 (高等部) の改築工事及び田島養護学校 (小中学部) の大規模改修

◎医療的ケア支援 (H18～) 医療的ケア運営委員会設置・看護師の配置 (田島養護学校)

◎小中学校における医療的ケア支援 (H23～)

◎大戸小学校・稲田小学校の重複障害特別支援学級を養護学校小学部に再編 (H23～)

- ・重複障害特別支援学級の改修工事 25年度完了
- ・中央支援学校小学部への移行 26年度開設

◎就労支援員の配置 (H23～) H25 2名体制

本市では平成 17 年度から「第 1 期川崎市特別支援教育推進計画」を策定し、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校のあり方を見直してきました。

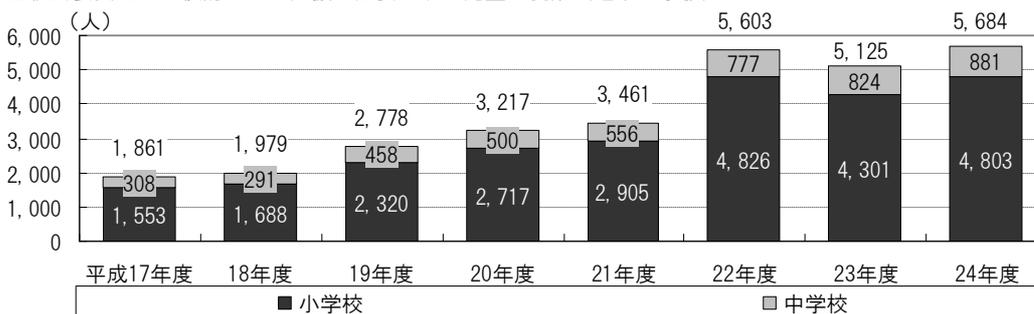
今後は、障害の有無に関わらず共に学ぶインクルーシブ教育システムを構築するため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場 (小中高の通常の学級や通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校など) の充実を図るとともに、支援を要する全ての子どもを対象とした支援教育を目指していく必要があります。

なお、本市の特別支援教育のあり方について、平成 24・25 年度に川崎市特別支援教育推進検討委員会による検討を行い、報告書をまとめ、その報告書を基に平成 26 年度に「第 2 期川崎市特別支援教育推進計画 (仮称)」の策定を予定しています。

### ① 通常の学級への支援

通常の学級においては、在籍する発達障害等の特別な教育的ニーズがある児童生徒に対する校内支援体制の整備に取り組み、全校において特別支援教育コーディネーターや校内委員会を設置してきました。

■校内委員会にて検討された支援を必要とする児童生徒数 (通常の学級)



資料：川崎市特別支援教育体制充実事業報告書

校内委員会で検討された支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあります。この理由としては増加という側面だけでなく、今まで検討されなかったケースが、コーディネーターや校内委員会が機能することによって、より細やかに検討されるようになったことが考えられます。

また、小中高等学校の校内体制を支援するため、特別支援学校のセンター的機能による支援や巡回相談員（臨床心理士）や巡回指導員（再任用教員）の派遣を実施し、さらに、小・中学校では特別支援教育サポーターを配置し、学校の状況に応じて増員を図っています。

今後は、サポーターの質の向上や適正な配置をいっそう進めるとともに支援が必要な児童生徒に対応できるようにコーディネーターの機能拡充を図っていく必要があります。

また、高等学校に在籍する発達障害のある生徒については、校内支援体制の在り方や就労支援のあり方が課題となっており、関係機関との連携を進めていく必要があります。

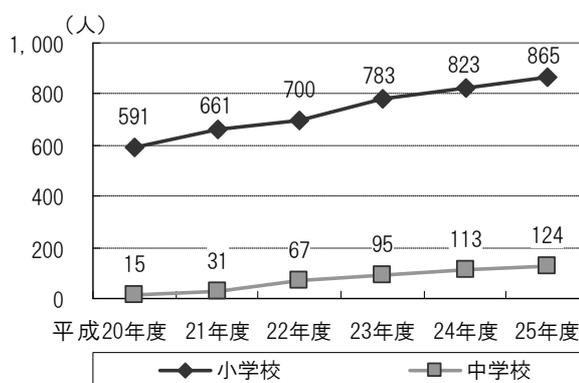
## ② 通級指導教室

通常の学級で学びながら一部専門的な指導を必要とする児童生徒は平成20年以降増加傾向にあります。

これは各学校の校内委員会が機能して、検討するケースが増えてきたことに対応し、支援の場所の一つとして通級指導教室が認識されてきた結果と考えられます。

そのため、小学校では、各区に言語と情緒関連の通級指導教室を各1教室設置し、中学校は、情緒関連通級指導教室を南部地区・中部地区に各1教室設置してきました。さらに、中学校1教室開設と小学校2校での整備を進めています。今後は通級指導教室の専門性をいっそう高めるとともに、その機能を活かしたセンター的役割の充実を図る必要があります。

■通級指導教室に在籍する児童生徒数の推移



## ③ 特別支援学級

川崎市では障害のある児童生徒もその教育的ニーズや保護者の希望に応じ、学校の状況が可能な限り地域で学ぶという方針のもとに、特別支援学級を市立小中学校のすべての学校に設置しています。この10年で特別支援学級に在籍する児童生徒数はおよそ2倍と急増しており、児童生徒の障害も重度化、多様化しています。指導の専門性を高め、様々な教育的ニーズに対応する必要があります。

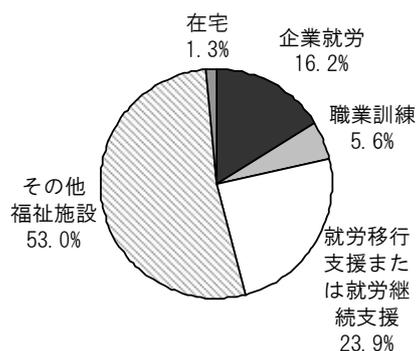
#### ④ 特別支援学校

特別支援学校は、市内に聾学校1校、養護学校2校を設置しています。

特別支援学校では、より児童生徒の実態や教育的ニーズにあった支援、専門的な指導を望む保護者が増えたことなどから、児童生徒数が増加しており、施設の狭あい化や障害の多様化、重複化、複雑化また卒業後の進路が課題となってきました。そのため、田島養護学校（26年度から田島支援学校及び田島支援学校桜校）の再編整備や市立養護学校（26年度から中央支援学校）の分教室設置等に取り組み、田島養護学校では医療的ケア支援事業にも取り組んできました。

また、特別支援学校区分による教員採用や作業療法士等の専門家との連携による専門性の向上を図るとともに、公開研修会の実施や、地域支援部による地域の小・中学校を支援する体制をつくり、特別支援学校が特別支援教育のセンター的役割を担うようにしました。特別支援学校卒業生の進路については、福祉施設が5割以上、就労移行支援または就労継続支援が2割以上で企業就労は約16.2%（H19年から5年間平均）となっています。

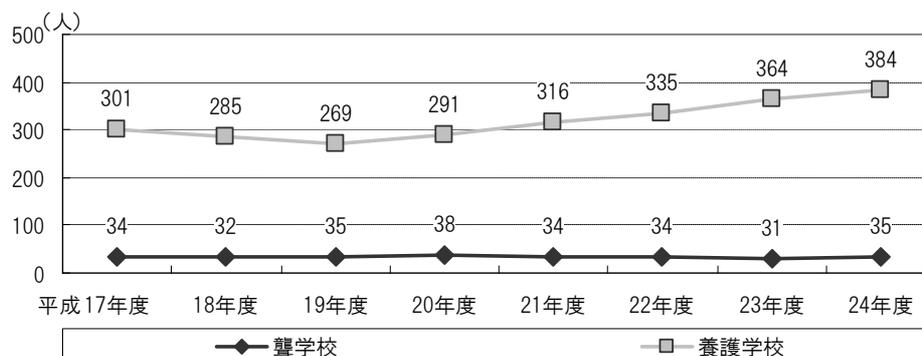
■過去5年間（平成19～23年）の特別支援学校（養護学校・聾学校）卒業生の進路



資料：川崎市教育委員会調べ

今後は、社会的自立の促進をめざして職業教育の推進や就労支援の充実を図る一方で、社会の障害に対する理解や事業主等の障害者雇用についての理解・啓発を進めていく必要があります。

■特別支援学校の児童生徒数の推移



資料：教育調査統計資料2012（平成24年度）

## 10 学校運営の組織力の充実

【主な取組】（◎：現行プランの下での新しい取組、○：充実を図った取組、●：継続の取組）

- ◎児童支援コーディネーターの専任化（H25～） 小学校 35 校
- ◎「区における教育支援」を充実させ、学校と家庭や地域との連携を一層強化するため、区役所こども支援室に区・教育担当を配置（H20～）
- 各学校において特色ある学校づくりを推進するとともに、主体的に事業に取り組めるよう、夢教育 21 推進事業を全校で実施
- ◎学校が特色ある教育活動を展開するために、地域ボランティアの人材登録の仕組みとして「学校支援センター」を設置（H21～）
- ◎学校運営の組織的・継続的な改善や保護者・地域住民等との連携・協力による特色ある学校づくりを進めるために、全市立学校で学校評価システムを導入（H20～）
- 児童生徒、教職員、保護者、地域住民等が共に意見交換を行い、学校運営参画を推進するための学校教育推進会議を全市立学校に設置（H14～）
- ◎保護者及び地域住民の学校運営への参画促進や連携強化を進める学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入（H18～）

### ① 区における教育支援体制の充実

子どもたちを取り巻く環境から生じる課題を解決することは、学校教育だけでは困難であり、子どもの成長の基本である家庭や子どもの活動の場である地域と一体になって取り組む必要があります。そこで、それぞれの学校に身近な「区における教育支援」を充実させ、学校と家庭や地域との連携を一層強化してきました。

平成 17 年度から各区市民館に区・教育担当 2 名（主幹・指導主事）を配置し、平成 20 年度には、区役所こども支援室の設置に伴い 4 名（担当課長・指導主事 2 名、事務担当係長）を配置しました。その他、学校運営支援員、スクールソーシャルワーカーを配置する等、区における教育支援体制を構築しました。

また、区役所内の関係部署と連携して通学路の危険箇所の把握や安全対策の検討等、地域との連携による安全・安心な環境づくり、学校施設等の地域管理の推進、コミュニティ・スクール、小中連携教育、夢教育 21 推進事業を通して特色ある学校づくりの支援、教育相談への的確な対応など、区における学校と地域社会の連携強化や学校現場へのきめ細やかな対応を進めてきました。

さらに、校長が抱える学校運営上の課題や相談、学校と児童生徒・保護者・地域・市民との間に生じた問題について、対策を講じたり、指導助言をするなど、迅速かつ適切に対応しています。その他、若手教員を中心とした訪問指導や新任校長訪問により、学校の指導力の向上を図っています。

今後も、区役所児童家庭課やこども家庭センターなどの相談・支援機関との連携をさらに強化し、直面する多様な課題に対して学校の自己解決能力を高め、児童生徒にかかる問題の早期対応が図られるように、区における総合的なこども支援を推進していく必要があります。

## ② 特色ある学校づくり

特色ある学校づくりを推進するためには、各学校において、それぞれの教育理念や教育方針、児童生徒や地域の状況に応じて、自主的に学校運営を行うことが重要です。特色ある学校づくりを推進する取組の一つとして、本市では「夢教育 21 推進事業」を実施し、独自の事業を主体的に取り組むことが可能となっています。

今後は、学校運営における創意工夫が十分に活かせるよう、特色ある学校づくりの一助となる夢教育 21 推進事業等を活用し、学校の自主性・自立性をさらに高めていくことが必要です。

## ③ ボランティア等による支援体制の充実

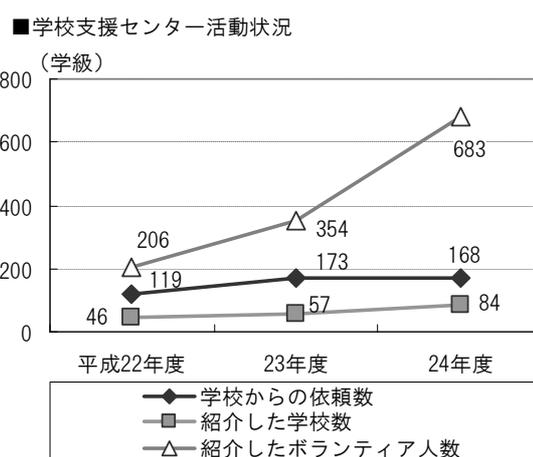
学校が創意工夫のもと特色ある教育活動を展開するためには、様々な人材の協力が不可欠です。地域には専門的知識・技能や経験をもつ人材が多く存在しており、地域人材を積極的に活用して児童生徒の社会性を養う機会とする必要があります。

そこで、平成 21 年度に地域のボランティアと学校を橋渡しする役割を担う学校支援センターを市内 3 区に設置し、翌 22 年度には全区に拡充しました。

学校支援センターでは、学校を支援し、協力する「学校の応援団」としてボランティアの新規開拓や登録の仕組みを構築し、学校の要請に応じて様々なボランティアを紹介しています。

現在、図書整理、読み聞かせ、伝統文化活動、学習・校外活動引率補助、HP 作成補助、校内環境整備等、多様なボランティアが学校の教育活動を支援しており、学校からも多くのボランティアが求められています。また、ボランティアがその活動を安心して行えるよう傷害保険の整備を図ってきました。

今後は、学校の自主性・主体性を高め、特色ある学校づくりに向けて、学校のニーズにあった地域人材の活用が効率的に進められるよう学校支援センターの効果的・効率的な運営や体制について検討し、いっそう学校支援を充実していく必要があります。



資料：川崎市教育委員会調べ

#### ④ 学校評価システムの推進

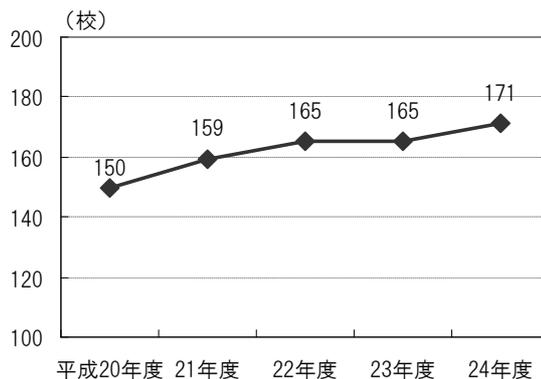
教職員の自己評価を通して学校運営の組織的・継続的な改善を図るために、平成20年度から学校評価システムを全市立学校で導入しています。

平成24年度には、子どもや保護者・地域の方々等の意見を取り入れた学校関係者評価を171校において実施しています。

評価結果については、学校教育推進会議、PTA総会、学校説明会、学校だより等で公表していますが、近年では学校ホームページを利用した公開も増えており、自己評価の客観性・透明性を高めています。

今後もPDCAサイクルを考慮した学校評価計画の立案と、自己評価・関係者評価の実施及びその公表を継続的に行い、保護者や地域住民の理解と参画を得ながら、地域に開かれた学校づくりを推進していく必要があります。

■学校関係者評価の実施校数



資料：川崎市教育委員会調べ

#### ⑤ 学校運営参画の体制づくり

平成14年度から全市立学校に設置された学校教育推進会議は、学校教育法施行規則第49条「学校評議員」の機能と川崎市子どもの権利に関する条例第33条「より開かれた育ち・学ぶ施設」に規定されている「定期的に話し合う場」の機能・役割を担っています。

児童生徒、教職員、保護者、地域住民等が共に意見交換を行うことで、学校運営についての共通理解を図る等、全ての学校で地域の活力を取り入れた学校運営が推進されています。

さらに、平成18年度には学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を導入し、平成24年度現在で8校のコミュニティ・スクールを指定して、保護者及び地域住民の学校運営への参画促進や連携強化を進めることにより、その実践内容を他校に周知するなど市内のパイロット校として学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組んでおります。

## 11 教職員の人事管理制度

【主な取組】(◎：現行プランの下での新しい取組、○：充実を図った取組、●：継続の取組)

◎広報活動の充実や遠隔地での採用試験の実施など、教職員募集採用強化 (H21～)

◎「個性が輝く学校」をつくるため、各学校の特色や学校経営計画に沿った教員を学校相互で公募 (H17～)

教員の大量退職に伴い、経験の少ない若手教員への教育技術の伝達や学級経営の安定化が課題となっています。

本市では、大量退職等により、この10年間の新規採用者の累計数は2,500人余りに上り、総教員数のほぼ半数となっています。就学児童数の減少や定年退職者の再任用によって、今後は新規採用者数の減少が見込まれますが、向こう10年間の新規採用者の累計数は、約1,900人になると予想されています。

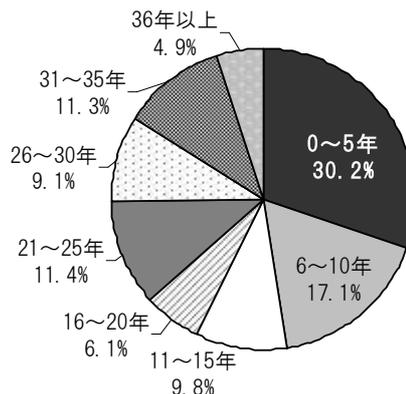
教職員の新規採用に当たっては、選考方法・受験資格等の選考内容を改善し、平成25年度は教員採用試験の選考倍率(小学校)も3.9倍に達しています。今後も、首都圏のみならず全国の人材を取り込みながら、引き続き優秀な教員の確保を図っていく必要があります。

管理職登用に関しては、学校管理職昇任候補者選考及び「チャレンジ教頭」制度を実施し、能力・実績を重視した選考を行い、意欲ある教員からの登用を進めています。また、「教職員の新たな人事評価システム」を導入し、人事評価制度に基づく人材育成を図っています。

今後も、優秀な人材の確保と中堅職員の育成が求められることから、適切な選考制度の実施に努めるとともに、ミドルリーダーの育成に重点を置いた研修についても充実していく必要があります。

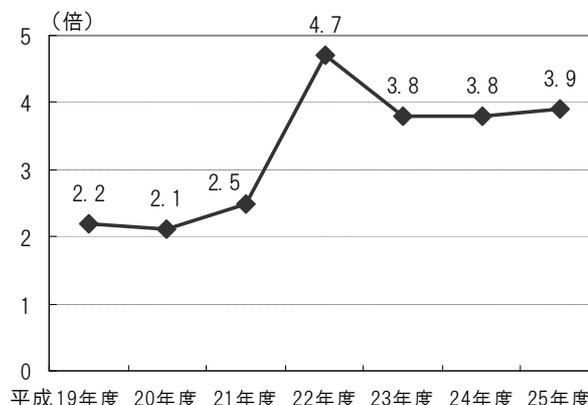
人事に関しては、平成17年度から、各学校の特色や学校経営計画に沿った教員を、学校相互で公募できる制度を導入し、平成25年度には33校が教員公募を実施しています。地域に根ざした魅力ある学校づくりを推進し、各教員の意欲をより一層引き出すため、各学校の特色や学校経営計画に沿った教員を、学校相互で公募できる制度を継続していく必要があります。

■在職年数別教員数(総数5,596人)



資料：川崎市教育委員会調べ  
(平成25年4月1日現在)

■教職員採用試験の倍率(小学校)



資料：川崎市教育委員会調べ

## 12 教職員の資質向上

【主な取組】（◎：現行プランの下での新しい取組、○：充実を図った取組、●：継続の取組）

◎教員が教職生活の各段階を通じて専門性と社会性、実践的な指導力を高め「子どもたちとともに学び続ける教員」を目指したライフステージ研修の見直しと実践（H23～）

◎すべての教科等の指導主事がチームで学校訪問を行い、授業づくりについて指導助言を行う拡大要請訪問を実施（H19～） H25実績 26校

◎これまでの校内研修や研修のあり方を見直し、同僚性を育みながら、教職員同士の学び合いを高め、学校全体の指導力を高める授業力向上支援を実施（H22～）

H25実績 研究協力校 6校

◎初任者の資質・力量向上を図るため、各校へ初任者研修等指導員の巡回指導を実施（H20～）

◎教員を目指している大学生や社会人等に対する主体的な研修機会として「輝け☆明日の先生」を実施（H18～）

本市では、学校全体の教育力の向上をめざして、教職員のライフステージに応じた研修の充実に努めています。研修受講者へのアンケート（大変満足・満足・やや不満・大変不満）では、研修の満足度（大変満足・満足と回答した割合）は平成17年度以降95%以上となっています。

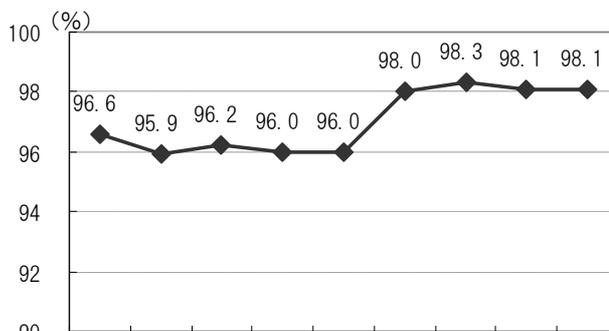
平成19年度からセンター研修に加え、すべての教科等の指導主事がチームで学校訪問を行い、授業づくりについて指導助言を行う拡大要請訪問を実施し、学校支援を進めています。

また、初任者の大量採用にともない、平成20年度から初任者研修等指導員配置事業として、NPOと連携して各学校の初任者に対し、巡回指導を実施しています。さらに、平成22年度から授業力向上支援事業としてこれまでの校内研究・研修のあり方を見直し、同僚性を生かして学校全体の指導力向上に力を入れてきました。

また、社会の急激な変化に伴い、学校へのニーズや教育課題も多様化し、教員が教職生活の各段階を通じてより高度な専門性と社会性、実践的な指導力を身に付けられる「学び続ける教員像の確立<sup>※6</sup>」が求められる中、従来の研修体制をすべて見直し、平成25年度からライフステージを3つにわけ、それぞれの年次研修とライフステージごとのつながりを受講者に意識してもらう、ライフステージに応じた研修を実施しています。

今後は、各ライフステージのつながりを意識した研修内容の充実と夏季を中心とした希望研修の精選が必要となっています。

■総合教育センター研修受講者の研修の満足度



平成17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度

資料：研修受講者アンケート（総合教育センター）

※6 平成24年8月中央教育審議会答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」

## 13 教育の情報化

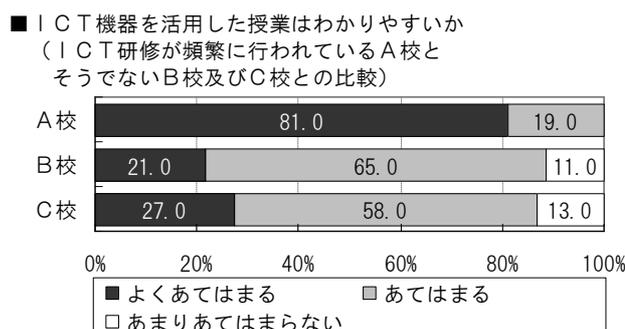
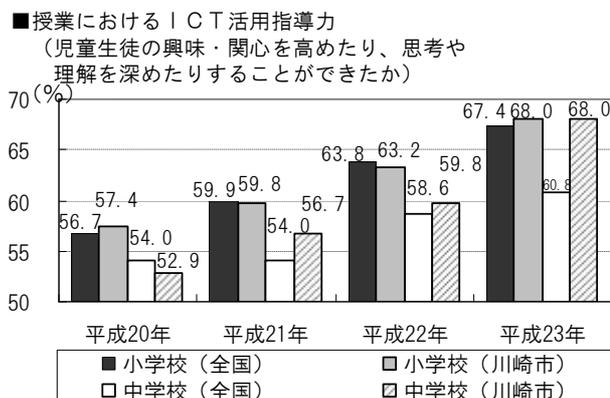
【主な取組】(◎：現行プランの下での新しい取組、○：充実を図った取組、●：継続の取組)

- 児童生徒の情報活用能力の推進に向けた研究
  - ・情報活用能力の育成のカリキュラムの作成、活用能力チェックリストの作成
- ICTを活用した分かりやすく深まる授業を推進するための研究、研修
  - ・次世代型ICT環境の活用による学力の育成に向けた研究、ICT活用指導力研修
- ICT環境の整備の推進（平成24年3月1日現在）
  - ・教育用コンピュータ整備 小学校8,840台、中学校3,761台、特別支援学校108台  
高等学校1,243台
  - ・校務用コンピュータ整備 小学校3,599台、中学校1,763台、特別支援学校252台  
高等学校417台
  - ・教材提示装置整備 小学校1,437台、中学校950台、高等学校9台、特別支援学校15台
  - ・普通教室のLAN整備率 92.1%
  - ・大型テレビ等の整備 大型テレビ5,199台、電子黒板168台
- ◎ 校務の情報化の推進
  - ・校務支援システム開発（平成25年11月 仮稼働 平成26年4月 本格稼働）

学校では、各教科等を通じてコンピュータなどの情報手段を適切に活用できるよう学習活動を充実すること、中学校ではいっそう主体的、積極的な活用が求められています。本市では、各学校においてコンピュータの整備をはじめ、LAN環境を活かした学習ができる機器の整備、教材や学習コンテンツが活用できるICT環境の整備を図ってきました。

整備した機器を有効に活用するには、教員のICT活用指導力の向上が不可欠ですが、教員が授業の中でICTを活用して児童生徒の興味・関心を高めたり、思考や理解を深めたりする指導力の推移を見ると、概ね平成20年度より教員の授業においてICTを活用しての指導力が向上しています。

また、ICT機器の利用頻度の高い学校では、授業がわかりやすいという児童生徒の割合も高くなる傾向がうかがえます。児童生徒が自分の伝えたいことをICTを活用しながら提示して説明することで、共同学習の活性化や円滑な意見の交換が行われ、わかりやすい授業につながるものと考えられます。



■市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（平成24年3月1日現在）

市区町村別	普通教室の LAN整備 率  (%)	教員の校務 用コンピ ュータ整備率  (%)	教育用コン ピューター 1台あたり の児童生徒 数  (人/台)	一学校あた りの電子黒 板の整備台 数  (台/校)	インターネ ット接続率 (光ファイ バー回線)  (%)	インターネ ット接続率 (30Mbps 以上回線)  (%)
川崎市	93.6	99.4	7.3	2.1	97.1	97.7
東京都	91.6	110.9	5.1	13.5	91.4	110
神奈川県	91.7	64.5	6.0	1.3	99.4	64.5
横浜市	96.9	133.5	7.3	1.4	100	133.5
相模原市	89.9	116.0	11.9	1.1	100	116.0
さいたま市	100	112.6	11.8	7.6	100	112.6
千葉市	98	21.2	9.5	1.3	100	21.2

資料：学校における教育の情報化の実態等に関する調査

また、校務用コンピュータの整備と共に児童生徒の個人情報を守るために平成18年度より個人情報の暗号化システムを導入し、さらに平成26年4月の本格稼働に向けて教職員の業務の効率化と情報の共有を目的とした川崎版校務支援システムの開発を行ってきました。システムによる業務の効率化によって教員が児童生徒に関わる時間や教材研究、研究・研修の時間が増え、教育の充実につながるものと考えます。

教育用コンピュータについては、今後、コンピュータ室の機器整備から普通教室のICT環境の整備を進め、児童生徒がICT機器を活用して日々の授業の中で自分の考えや気づいたことを伝え合い、考えを深めていけるような協働的な学習が行える環境づくりが必要となっています。

そのためには直観的な操作性、持ち運びが容易な機動性等に優れたタブレット端末等の整備、児童生徒の考えたことが反映されるようなソフトウェアの選定、タブレットが活用できる無線LAN環境などの総合的な整備を進めていく必要があります。そして、このようなICT環境を効果的に活用及び運用していくための研究、検証を積み重ねていくことが必要となっています。

## 14 高等学校教育

【主な取組】(◎：現行プランの下での新しい取組、○：充実を図った取組、●：継続の取組)

◎市立高等学校の再編整備 (H19～)

- ・川崎高等学校の改築に併せて、併設型の中高一貫教育校及び二部制定時制課程を有する学校として再編整備 (H22～)
- ・定時制課程における再編整備 (H22～)

●市立高校における大学等高等教育機関との連携及び社会人聴講生の受け入れ

市立高等学校においては、社会状況の変化に伴う生徒や保護者の幅広いニーズに的確に答え、多様な選択肢を提供するため、「市立高等学校改革推進計画」を進めています。川崎高校に併設型の中高一貫教育校及び二部制定時制課程の開設、川崎総合科学高校に新学科設置、商業高校商業科の川崎総合科学高校への移管など、再編整備に向けた準備を進め、魅力ある市立高等学校づくりを推進しています。

平成 26 年度に開校する中高一貫教育校では、川崎の先端科学技術を有する企業、大学、研究施設との連携をはじめとする川崎の「まち」「ひと」の強みを活かした教育を通して、国際都市川崎の未来をリードする人材の育成を目指します。

市立高等学校には普通科とともに多様な専門学科を設置しており、各校においては学科や教育課程に特色ある学校づくりを進めるとともに、大学や専門学校等との学校間の連携を推進しています。今後も生徒一人ひとりの教育ニーズに応える視点から、これらの学校間連携を引き続き推進していく必要があります。

また、社会人聴講生の受け入れは、市民に広く高等学校の教育内容を提供する機会として、より一層市民ニーズに応じた科目で募集を行っていく必要があります。

市立高等学校の生徒の卒業時の進路状況等については、全日制課程では各校において、個々の生徒の進路ニーズにあわせた丁寧な指導により卒業時に進路の決まっている生徒の割合は 9 割を超えています。定時制課程においては、個々の生徒の実状にあわせたきめの細かい指導により退学する生徒の割合は年々減少傾向にあります。

今後は、卒業後の進学・就職などにむけた進路先決定のための指導や支援とともに、社会的・職業的自立、社会において必要となる「生きる力」を育成するためにもキャリア教育の推進を図ることが必要です。

◎市立高等学校の再編(第1次計画)における定時制課程の再編の概要

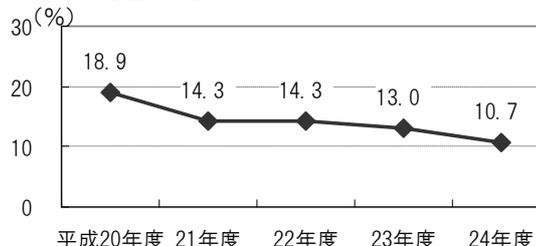
学校	学科	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
川崎高校	昼間部		募集開始				
	夜間部	校舎改築工事		定時制課程 昼間部開設			二部制定時制課程 完成
商業高校	普通科			募集停止			商業科 2・3・4年生 川崎総合 科学高校へ 移管
	商業科						募集停止
川崎総合科学高校	商業科					募集開始	
	電気・電子科			募集停止			
	機械科 工業系 新学科			募集開始	工業系新学科設置		
構高校	3年制課程			募集停止			
	4年制課程		2学級 募集開始				

■社会人聴講生の講座数

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
10	12	12

資料：川崎市教育委員会調べ

■退学する生徒の割合(定時制)



資料：川崎市教育委員会調べ

## 15 学校安全

【主な取組】(◎：現行プランの下での新しい取組、○：充実を図った取組、●：継続の取組)

◎川崎市立小学校全児童への防犯ブザーの貸与 (H17～)

◎学校安全対策 (H18～)

- ・スクールガード・リーダーの増員 H25実績 18人
- ・スクールガードの育成、講習会開催

◎電子メールを利用した児童生徒の安全に関わる情報の配信 (H18～)

◎自動体外式除細動器 (AED) を市立学校に配置 (H19～) H21実績全校

◎児童交通安全対策 (H20～)

- ・川崎市通学路安全対策会議の設置 (H24～)
- ・地域交通安全員の配置 (H20～) H25実績 103カ所

◎学校防災教育 (H24～)

- ・防災教育研究推進校を指定し、災害時の備えや災害時の対処方法を学習し、児童生徒の防災意識の向上を図るとともに、学校・家庭・地域の連携による各学校の状況に応じた防災体制を構築
- ・防災教育担当者を全校、校務分掌上に位置づけ、各学校の実態に応じた「学校防災マニュアル」の作成と見直しを図るとともに、実践的な研修の実施
- ・新学校防災マニュアル作成指針<チェックリスト&ポイント>改訂版の作成及び防災教育関連の指導資料の改訂と配布

◎災害用備蓄物資 (H24～)

- ・小・中学校及び特別支援学校における全児童生徒数約3割分の備蓄物資(アルファ米、水、栄養補給食、氷砂糖及び防寒シート)及びLEDランタンの配備
- ・高等学校において、帰宅困難が予想される公共交通機関を利用して通学している生徒数分の備蓄物資(アルファ米、水、栄養補給食、氷砂糖及び防寒シート)及びLEDランタンの配備

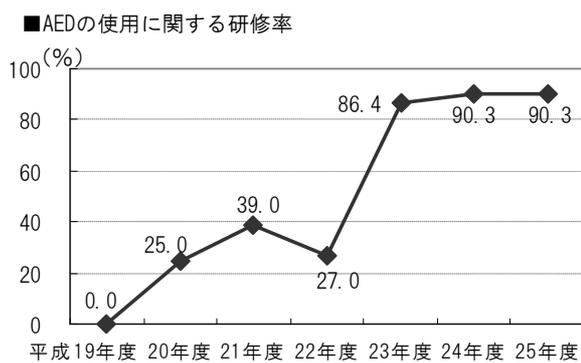
### ① 生活安全 (防犯対策)

本市では、警察官OBにスクールガード・リーダー (SGL) を委嘱し、通学路及び学校内外の防犯対策としての巡回指導や学校安全ボランティアへの指導育成を行っております。

自動体外式除細動器 (AED) については、特別支援学校には平成 19 年度、その他の市立学校には平成 21 年度に配備が完了しました。また、平成 23 年度には、教育委員会に校外学習用の携帯用自動体外式除細動器を 18 台配備し、平成 24 年度は市立学校 27 校へ貸出しを行いました。

AEDの使用に関する研修の各学校への実施率は、平成24年度には90.3%になりました。

今後は、配置されたAEDについて、学校を利用する団体を含めた有効活用の検討を進める必要があります。



資料：川崎市教育委員会調べ

## ② 交通安全

本市では、教育委員会を中心に関係局、警察署等で構成する「川崎市通学路安全対策会議」及び各区において「川崎市通学路安全対策会議部会」を設置し、各学校から寄せられた通学路上の危険箇所の改善方法等について検討し、対策を行っています。

さらに、児童の通学時における交通安全及び通学路の安全確保を図るために地域交通安全員を配置し、児童の登下校時の見守り活動を行っています。

通学路の安全対策は喫緊の課題であり、地域によっては、大規模開発等に伴う児童数の増加や交通事情の変化等があるため、関係局、国や県などの関係機関と連携して、ハード・ソフトの両面からの児童の安全対策を推進していく必要があります。

## ③ 災害安全（防災対策）

本市では、平成24年から平成28年にかけて全ての市立学校を防災教育研究推進校に指定することを旨として、地域と連携し実情に応じた防災訓練（津波・土砂災害等）の実施や学校独自の防災マップの作成、備蓄物資を活用した避難所体験訓練など実践的な防災教育が行われるよう支援し、児童生徒の防災意識の向上を図るとともに、学校・家庭・地域の連携による各学校の状況に応じた防災体制の構築を図ってきました。

また、学校の立地に応じた「学校防災マニュアル」の作成及び毎年度当初に見直しをするように働きかけるとともに、児童生徒が「自分の命は自分で守る」力を身につけることができるよう、教職員の研修を充実させながら、防災教育の推進を図り、学校防災力の向上を図っているところです。

災害用備蓄については、災害発生時に、保護者が帰宅困難者となる可能性があることから、児童生徒の一時保護の必要性が高まっているため、小・中学校及び特別支援学校の児童生徒数の3割分、高等学校においては帰宅困難が想定される公共交通機関を利用して通学をしている生徒分の備蓄物資（アルファ米、水、栄養補給食、氷砂糖及び防寒シート）を配備しました。さらに、被災した際の明かりの確保のためLEDランタンを配備しました。

防災教育については、震災をはじめ、昨今、多発している自然災害に対応するために、各学校の防災力と児童生徒一人一人の防災意識を高めることが必要となっています。

## 16 学校施設

【主な取組】(◎：現行プランの下での新しい取組、○：充実を図った取組、●：継続の取組)

●小・中学校の改築・大規模改修による整備

- ・校舎の改築 平成 17 年度～25 年度工事校 小学校 6 校 中学校 2 校
- ・校舎の大規模改修 平成 19 年度～25 年度工事校 小学校 8 校 中学校 3 校

◎小・中学校普通教室への冷房の設置（既存教室冷房化事業）(H19～)

- ・小学校普通教室 平成 21 年度 89 校
- ・中学校普通教室 平成 20 年度～平成 21 年度 41 校

※その他は、改築・大規模改修工事等の際に設置

◎学校トイレの快適化改修の実施（H20～）

- ・小・中学校の老朽化しているトイレ設備を改修（平成 25 年度までに 72 校 225 箇所）

○エレベータ設置の実施

- ・既存校舎にエレベータを設置 平成 17 年度～平成 25 年度設置校  
小学校 17 校 中学校 7 校

※その他、改築・大規模改修工事の際に設置

◎既存学校施設再生整備のモデル実施（H24～）

- ・既存学校施設の改修による再生整備手法により、教育環境の質的改善を図るとともに、長寿命化及び環境対策のための工事をモデル的に 2 校で実施（工事を平成 24 年度～27 年度までの計画で実施中）

◎長期保全計画の策定（H25～）

- ・長期的な視点による効率的な施設マネジメントを行うため、平成 24 年度に市立学校 172 校の実態調査を行い、平成 25 年度に学校施設長期保全計画を策定した。

○校舎耐震補強工事の実施

- 小・中学校の安全性を確保するための耐震補強工事 平成 17 年度～平成 20 年度  
小学校 38 校 中学校 22 校

※その他、改築・大規模改修工事により耐震対策を実施

○太陽光発電設備の整備

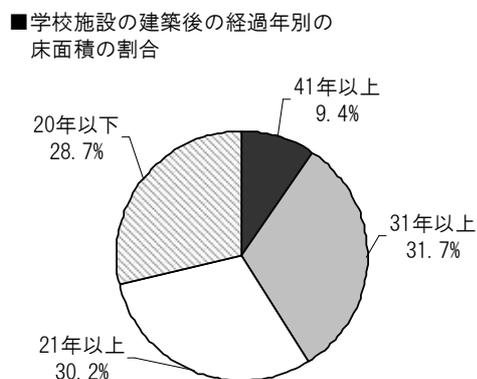
- 校舎屋上への太陽光パネルを設置 平成 17 年度～平成 25 年度設置校  
小学校 34 校 中学校 12 校

学校施設は、児童生徒の活動の場であるとともに、地域の避難所としての役割を担うことから、安心して学校施設を利用できるよう、これまで単独での耐震補強や改築・大規模改修により、校舎・体育館の耐震化を進めてきました。

また、快適な教育環境の整備を図るため、普通教室への冷房の設置を行ったほか、トイレ設備の改修や障害のある児童生徒への対応として既存校舎へのエレベータ設置なども計画的に進めています。

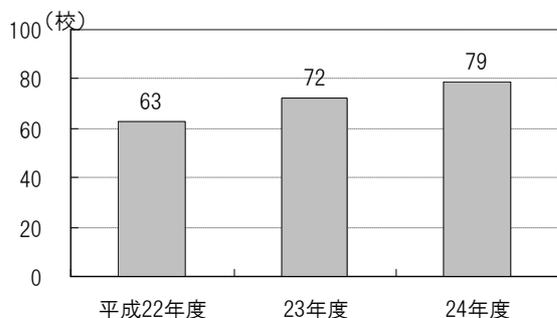
市立学校は 170 以上の施設を有しており、建築後 21 年以上を経過した建物が約 7 割を占め、老朽化が進んでいることから、今後は、学校施設長期保全計画に基づき、既存施設の再生整備への手法の転換により多くの学校施設の長寿命化を計画的に推進していく必要があります。

また、体育館・格技室の天井等落下防止対策等の校舎の安全対策や非常用電源の確保策等の学校施設の防災機能強化対策、トイレの快適化、エレベータの設置については、引き続き計画的に事業を実施していく必要があります。



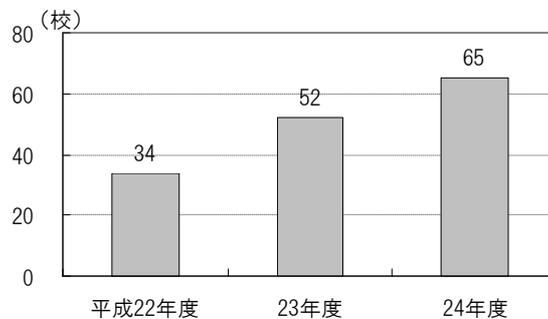
資料：川崎市教育委員会調べ（平成25年5月1日現在）

■小・中学校のエレベータ設置校数



資料：川崎市教育委員会調べ

■学校トイレ整備事業のトイレ快適化整備済校数



資料：川崎市教育委員会調べ

## 17 児童生徒の増加に対応した教育環境の整備

【主な取組】(◎：現行プランの下での新しい取組、○：充実を図った取組、●：継続の取組)

○校舎の増築による普通教室の確保

小学校 14 校 97 教室 中学校 1 校 8 教室（供用済）(H17～)

○改築または大規模改修工事にあわせた教室等の確保

大谷戸小学校（平成 26 年度供用開始予定）、上丸子小学校（平成 27 年度供用開始予定）、  
子母口小学校・東橋中学校（平成 27 年度供用開始予定）、久末小学校（平成 28 年度供用開始予定）

○通学区域の見直し

小学校 6 箇所 中学校 5 箇所

○学校の分離新設

土橋小学校（平成 18 年度開校）

はるひ野小中学校（平成 20 年度開校）

新川崎地区の小学校新設に向けた取組（平成 25 年度基本計画の策定）

小杉駅周辺地区の小学校新設に向けた取組（平成 25 年度基本計画の策定）

◎「児童生徒の増加に対応した教育環境整備の基本的な考え方と当面の対応策について」の策定（H21）

本市では、近年、工場跡地などへの大規模な住宅開発等に伴い、20代から40代のいわゆる子育て世代を中心に市外からの人口流入が続いており、児童生徒数が地域限定的、急速かつ大幅に増加する傾向にあります。

このため、一部の学校では将来的な教室不足が見込まれるなど、教育環境への影響が懸念されており、計画的な学校施設の整備、通学区域の見直し、学校の分離新設など、良好な教育環境の確保に向けた継続的な取組が必要となっています。

■小学校児童数の推移と推計（特別支援学級の児童数を除く）



■中学校生徒数の推移と推計（特別支援学級の生徒数を除く）



## 18 市民が学び・活動する環境の充実

【主な取組】(◎：現行プランの下での新しい取組、○：充実を図った取組、●：継続の取組)

- ◎有馬・野川生涯学習支援施設の整備 (H21年)
- ◎中原市民館の移転・オープン (H21)
- ◎中原図書館の移転・オープン (H24)
- ◎かわさき宙と緑の科学館(青少年科学館)改築・リニューアルオープン (H24)
- ◎図書館IT化推進事業(H21～) ICTタグの導入
- 学校施設の開放(校庭、体育館、夜間校庭、プール、学校図書館、特別教室)・特別開放(犬蔵中学校格技室、生田中学校特別創作活動センター、土橋小学校多目的ホール)、セキュリティに配慮した開放整備やモデル事業(H20～)
- ◎教育文化会館・市民館への生涯学習相談対応用PCの整備(H24)
- ◎川崎市生涯学習大学等高等教育機関連絡会議の実施(H17～)

### ① 社会教育施設

公民館施設である市民館については、川崎区に教育文化会館、他の6区には市民館を設置し、より身近な学習や活動の場として分館6館を整備しています。各市民館は、市民の学習や活動を支援する地域の拠点として、各種学級・講座の開催、会議室等の場の提供、学習相談への対応、生涯学習情報の提供、学習団体や市民ボランティアの育成・活動支援、区内の関係機関や団体のネットワークづくりなどを行っています。

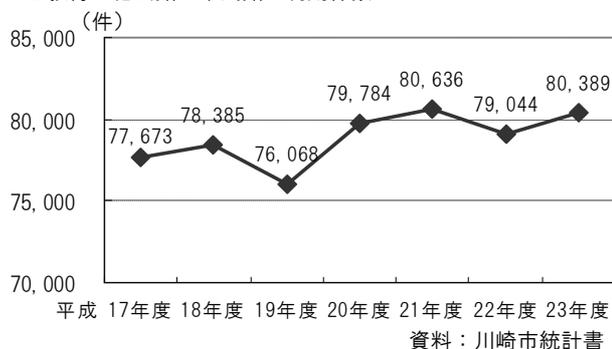
平成21年には、宮前区の有馬・野川地区に生涯学習支援施設を整備するとともに、武蔵小杉駅前の再開発地区に中原市民館を移転・開館しました。

自主的なサークル活動や市民活動の場として会議室等の利用は年間で約8万件あり、市民館が開催する学級・講座には年間で延べ10万人を超える市民が参加しています。

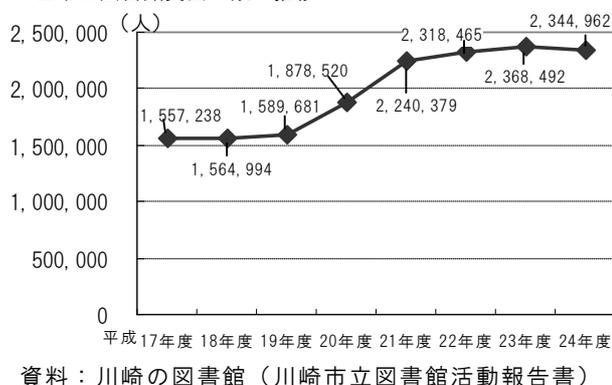
図書館については、各区に1館の地区図書館と、より地域に身近な分館5館・閲覧所1か所を整備しているほか、自動車文庫を運行しています。

図書館では、平成15年度にホームページを開設し、インターネット上で蔵書の検索・予約、平成18年度からレファレンスの受付ができましたが、平成20年度に新しいシステムを導入し、貸出延長や予約の取消がホームページ上でできるようになるなど、さらなる利便性の向上に取り組みました。

■教育文化会館・市民館の利用件数



■市立図書館貸出人数の推移

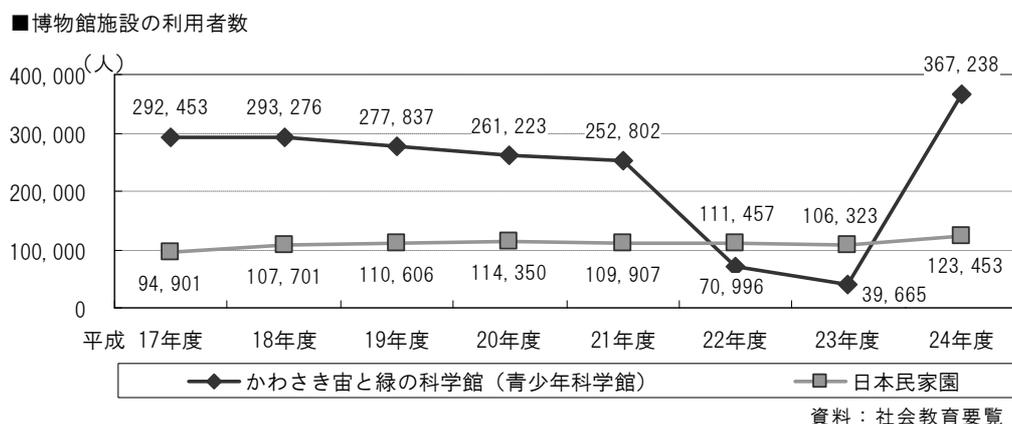


また、平成 21 年度からはかわさき市民カードも図書館貸出カードとして利用できるようにし、市立図書館の蔵書全てに I C タグを貼付して管理するなど、I C T 機器を活用しながら図書館運営や蔵書管理の効率化・迅速化を図っています。

博物館施設については、教育委員会の所管として日本民家園、かわさき宙と緑の科学館（青少年科学館）がそれぞれの特性を活かして、調査研究・資料収集保存・展示・教育普及・地域や市民等と連携した催事の実施などの博物館活動を展開しています。かわさき宙と緑の科学館は平成 22 年度から施設の改築整備事業に取り組み、平成 24 年 4 月にリニューアルオープンし、年間で 30 万人を超える入場者があります。

市民の学習活動を支える社会教育施設の職員には、地域・市民のニーズを把握して事業を企画立案する力や、市民の学び合い・話し合いを促して市民同士を結び付ける力、市民の学びの成果を地域での様々な取組につなげていく力など、様々な資質が求められます。

今後も、各施設の運営を充実させていくとともに、職員の専門性の維持と、さらなる資質の向上を目指して研修等を充実させていく必要があります。



## ② 学校施設開放

本市では、スポーツ・レクリエーション、生涯学習、文化活動、市民活動などの市民の様々な活動を支援することを目的に、学校教育に支障のない範囲で学校施設の有効活用を進めています。市立小・中学校のほぼ全校で校庭、体育館の開放を行うとともに、音楽室など特別教室の開放などを進めており、年間で約 240 万人の利用があります。平成 26 年からは、学校施設のうち、体育館の開放利用について、公平性の観点から、受益者負担を導入しました。

今後も、地域コミュニティの拠点として学校施設が活用されていくように、NPOなどの地域団体による施設管理や、地域住民が主体となった学校施設を活用した生涯学習事業などを推進していく必要があります。

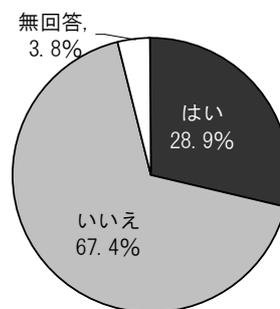
### ③ 学習情報提供・学習相談

市民の主体的な学習や活動を支援するために、各社会教育施設におけるホームページや広報紙、また「ふれあいネット」の生涯学習情報システムを通じて、市民に対して幅広い情報提供を行っています。近年では、市民館等における学習相談ボランティアの養成や、学習相談対応のPCの整備なども進めてきました。

平成25年度に実施したかわさき市民アンケートの結果、この1年間に生涯学習活動に取り組んだ人の割合は約30%と低いものの、現在取り組んでいない人のうち90%以上の方は、今後何らかの活動をしたいと考えています。また、アンケート回答者のうち50%近くの方が、そのための幅広い情報提供や相談への対応が必要だと回答しています。

今後、インターネットにおけるより分かりやすい情報提供や、SNSなど若い世代に向けた新たな情報発信方法の検討などを進める必要があります。

■この1年間に生涯学習活動に取り組みましたか



資料：平成25年度市民アンケート調査

### ④ 大学等との連携

市内には総合大学の他、音楽や医療、映画に関する大学、ビジネスや語学に関する専門学校など、多彩な高等教育機関があります。市民の生涯学習の支援に向けて、市内の大学等が有する教育・研究機能の活用や連携・協力を推進するため、平成17年度から大学等との連絡会議を設置しています。これまで、大学等の施設の市民利用への開放や、各学校による市民向け公開講座の開催などに取り組んできました。

#### ■公開講座等の実施状況

平成18年度	5大学において7事業実施
平成19年度	8大学と1専門学校において20事業実施
平成20年度	10大学、1短大、2専門学校において47事業実施
平成21年度	10大学、3専門学校において70事業実施
平成22年度	11大学、2専門学校において77事業実施 全校合同で1事業実施
平成23年度	9大学、2専門学校において54事業実施
平成24年度	9大学、2専門学校において53事業実施 大学連携推進フォーラム（総合企画局）への参加
平成25年度	9大学、1専門学校において81事業実施 大学連携推進フォーラム（総合企画局）への参加

今後はさらに、企業やNPOなど多様な主体を含めた連携を進め、豊かな生涯学習環境の構築に努めていく必要があります。

## 19 市民の読書活動の推進

【主な取組】(◎：現行プランの下での新しい取組、○：充実を図った取組、●：継続の取組)

○返却ポストの設置による図書館図書の回収

- ・高津市民館、鷺沼行政サービスコーナー、登戸行政サービスコーナーへ設置（H19～）
- ・川崎行政サービスコーナーへ設置（H22～）

○図書館総合システムを小学校学校図書館へ導入（H20～）

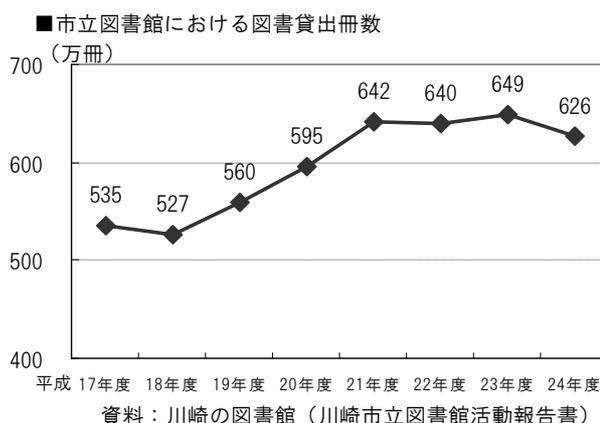
○図書館総合システムを中学校学校図書館へ導入（H22～）

### ① 市立図書館

市立図書館全館の個人貸出冊数の合計は年間で600万冊を超えています。

図書館システムの機能向上により、インターネットを通じた様々な図書館サービスが可能となる一方で、資料の充実やレファレンス（調査・相談）機能の強化、読書支援など、市民の図書館に対するニーズも多様化、高度化しています。

今後は、平成25年に開館した新中原図書館を中心とした図書館サービスや資料を保存・提供する共同書庫（デジポットライブラリー）のあり方についても検討していく必要があります。



### ② 読書のまち・かわさき関連事業

読書のまち・かわさき関連事業では、地域に身近な図書館などを核に、子どもから大人までが読書に親しめるよう様々な読書推進活動を進めています。また、市立図書館総合システムを使って小・中学校の蔵書をデータベース化するなど、読書環境の整備を進めるとともに、図書資料をセットにして学校に貸し出し、調べ学習や読書指導などを支援する取組も進めています。

今後も、第2次「子ども読書活動推進計画」に基づき、地域における読書活動のさらなる支援充実に取り組んでいく必要があります。

### ③ 図書館における様々な課題解決への支援機能

図書館は、読書活動を支援する場として認識されてきましたが、現在では、就労支援やビジネス支援、読み聞かせを通じた子育て支援の場としての役割も求められるようになってきました。そのため、仕事に関わる課題を解決するために図書館を利用するビジネスマン等への支援、青少年を含めた就労に関する支援、子育て支援等についても、サービスの充実を図っていく必要があります。

また、様々な機関や学校図書館と市立図書館の連携なども進め、利用者の仕事や生活、または地域の課題解決のための取組を進めていく必要があります。

## 20 学んだ成果を地域での活動へつなげる体制の整備

【主な取組】(◎：現行プランの下での新しい取組、○：充実を図った取組、●：継続の取組)

◎教育文化会館・市民館の区役所への移管（H22～）

●生涯学習推進会議の実施

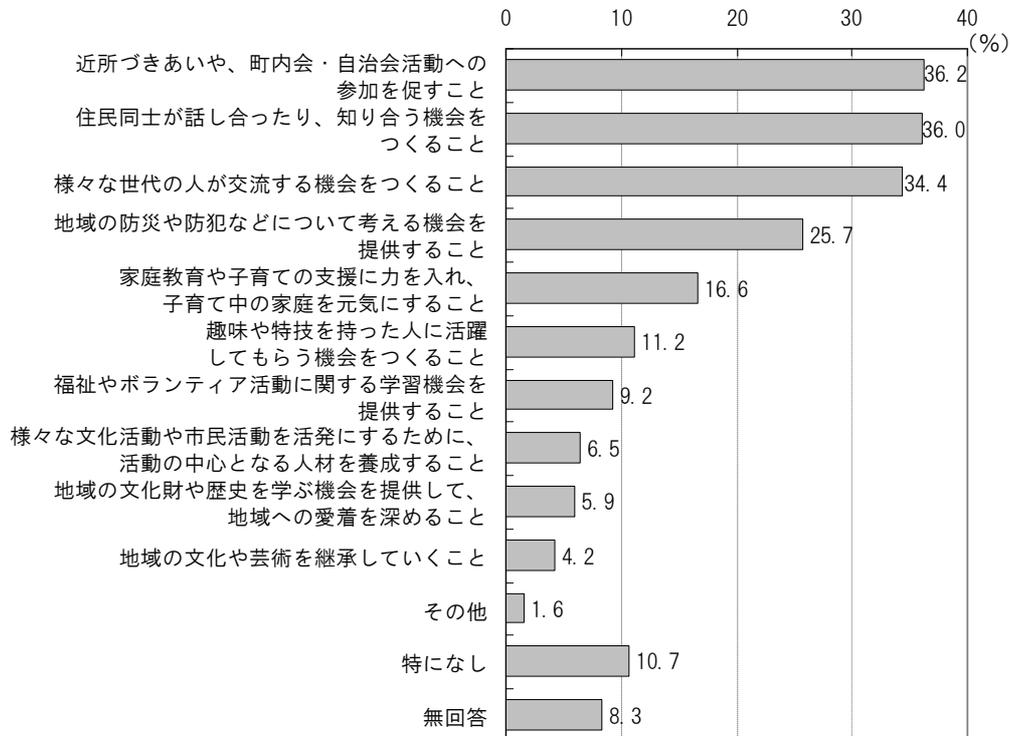
### ① 市民館を拠点とした生涯学習の推進

市民館は、平成 22 年度から各区役所が管理運営を行っています。学級・講座など社会教育事業については引き続き、教育委員会事業として実施していますが、区の様々な機関等との連携が容易となったことで、これまで市民館だけでは捉えきれなかった各区の実態や地域の課題を把握できるようになり、把握した地域課題をテーマにした学級・講座などが展開できるようになりました。

また、市民の生涯学習を支援する市民館が、地域活動を振興する区役所の組織と一体となったことで、生涯学習の成果を地域課題の解決に向けた市民活動へつなげていくためのサポートが円滑に行えるようになりました。

震災以降、地域における絆の重要性が指摘されていますが、平成 25 年度に実施した市民アンケートでは、地域の絆づくりのために、様々な世代の交流が必要だと答えた人が 34.4%、住民同士が話し合ったり、知り合うことが必要だと答えた人が 36.0%いました。

■あなたは、地域の絆づくりのために、どのようなことが特に必要だと思いますか



資料：平成25年度市民アンケート調査

今後も、学びを通じた市民同士のつながりづくりを促進し、各区における学びから市民活動への流れを活発にしていくために、まずは、入り口となる学びの場を充実させて、より多くの市民の参加を促しながら、市民館が市民活動の育成や活動の場の提供を区行政と一体で行い、地域の人づくりを担う施設として機能していくことが求められています。

## ② 生涯学習推進会議

本市では、全市と各区で生涯学習推進会議を設置し、行政区における生涯学習のネットワークづくりを進めてきました。各区の生涯学習推進会議では、職員による情報交換や研修、地域人材の育成に向けた計画づくりなど、区の実態に応じた取組を進めています。

各区においては、市民館以外の部署でも、地域福祉の向上や、子育て支援、スポーツ振興、地域コミュニティの育成など、様々な観点から市民向けの事業を実施していますので、市民館の区役所移管以降、各区の生涯学習推進会議には、生涯学習の視点から総合的に各部署の事業の調整や連携を図っていくことが求められています。

今後も、各区の特色を活かしながら、市民の生涯学習活動・市民活動が活発に行われていくように、関係機関の連携をより推進していく必要があります。

## 21 地域づくりへの市民の参加・参画の推進

【主な取組】(◎：現行プランの下での新しい取組、○：充実を図った取組、●：継続の取組)

●社会教育施設や地域で活躍するボランティアの育成・支援

◎教育文化会館・市民館における市民自主学級・市民自主企画事業、シニアの社会参加支援事業（H20～）の実施

◎NPO法人「かわさき市民アカデミー」の設立（H19～）

### ① 地域づくりを担う人づくり

地域の課題や市民の生活課題が多様化し、行政だけではそのニーズに応えきれなくなっている中で、市民と行政が協働して、あるいは市民自らが課題の解決に向けて活動していくことが求められています。

市民館や図書館、博物館施設では、施設の事業や地域でボランティアとして活躍する人材の育成や、地域活動をしている人のスキルアップの支援に取り組んでいます。

さらに、各市民館では地域や社会の課題の解決に向けた講座や事業を、市民の提案を受けて市民との協働により実施する「市民自主学級・市民自主企画事業」を通して、市民自らが地域の課題を発見する力や、事業を企画運営する力を培うことを支援しています。

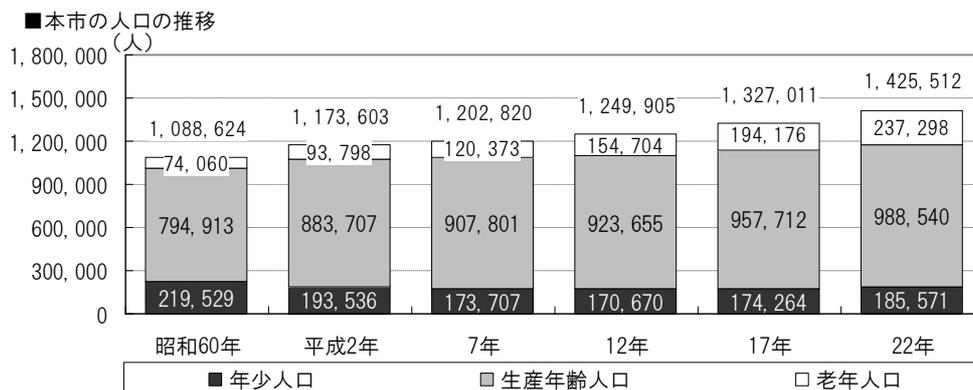
今後も、社会や地域の課題を自らの問題として捉えて、新たな価値観や行動を生み出すための学びや活動を支援し、地域づくりへの市民の参加・参画を促進していく必要があります。

### ② シニア世代の社会参加の推進

地域には、社会で培った豊富な経験と知識を持つ、シニア世代等の人材がたくさんいます。市民館では、定年退職を迎えたシニア世代が、自らのキャリアを生かして地域で活躍できるように、平成20年度から「シニアの社会参加支援事業」を実施し、シニア世代の地域デビューを応援しています。

本市における人口の推移をみると、65歳以上の老年人口は割合、人口共に増加を続けており、第1次ベビーブーム世代のいわゆる団塊の世代が、定年退職後の再就職を終え、ちょうど地域での生活を始める時期に入っています。

今後も、シニア世代が地域でいつまでも元気に活躍できるよう取組を充実していく必要があります。



資料：国勢調査

### ③ 市民アカデミー

本市では、市民主体のまちづくりを進める政策の一環として、平成5年から「かわさき市民アカデミー」を実施しており、平成19年からは、修了生を中心に設立されたNPO法人によって運営されています。市民アカデミーの修了生によって結成された市民活動グループは、平成25年現在で40グループに達し、多数の修了生が地域で様々な市民活動やボランティア活動を展開しています。

今後も、市民アカデミーにおいて高度で専門的な学習を積んだ人材の、地域での活躍を一層、促進していく必要があります。

## 22 家庭教育支援の充実

【主な取組】(◎：現行プランの下での新しい取組、○：充実を図った取組、●：継続の取組)

◎教育文化会館・市民館において「家庭教育支援講座」の開催（H23～）

○教育文化会館・市民館における「家庭・地域教育学級」「PTA家庭教育学級講師派遣」等の実施

○教育文化会館・市民館で実施する学級講座への保育の併設と保育ボランティアの育成

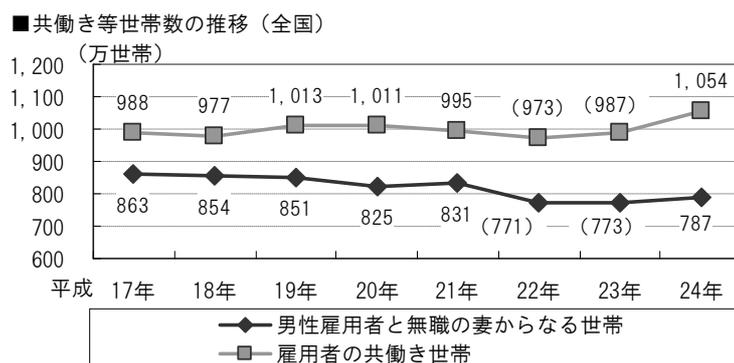
家庭での教育は、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付けるために大変重要なものです。

市民館においては、保護者が家庭の役割や子育てについて学ぶための様々な学級講座を実施しています。また、PTAや地域の子育て支援グループによる家庭教育学級の開催の支援や、家庭教育に関する講演会やイベントなどの啓発的な事業、父親の育児参加を促す講座や、親子でふれ合ったり、他の親子と交流する場づくりにも取り組んでいます。

また、市民館で実施する様々な講座に保育を併設し、幼児期の子どもを持つ親の学習を支援するとともに、保育活動を通して、子どもが他の子どもとの関わり方を学び、社会性を培うことができるように、保育ボランティアの育成やスキルアップに努めています。

しかしながら、共働き家庭が5割を超える現代社会において、市民館やPTAが開催する学級に参加できない家庭も多くあります。また、時間的・生活的な余裕がなく、家庭教育を充分に行うことができない家庭もあり、生活習慣の乱れや自立心の形成に課題を抱える子どもの増加など、子どもの育ちや学校教育への影響も指摘されています。

今後、父親や仕事を持つ母親へのアプローチ方法や、より困難を抱えた家庭への支援について、新たな方策を検討していく必要があります。



資料：内閣府男女共同参画白書

(※1)「男性雇用者と無職の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯

(※2)「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦とも非農林業雇用者の世帯

(※3)平成22年および平成23年の（ ）内の実数は、岩手県、宮城県および福島県を除く全国の結果

## 23 多文化共生のための取組

【主な取組】(◎：現行プランの下での新しい取組、○：充実を図った取組、●：継続の取組)

○教育文化会館・市民館における「識字学級」「障がい者社会参加活動」「平和・人権学級」「男女平等推進学級」の実施

○川崎市子ども会議の開催

### ① 外国人市民の社会参加支援

本市では、外国人市民が日本での生活を円滑に営めるように、日常生活に必要な日本語を学ぶ場として、識字学習活動を市民館で実施しています。ボランティアの市民が日本語の学習を支援しながら、文化交流を図り、共に地域社会で生きる隣人としての関係づくりが図られています。

震災以降、参加者の数が若干減少してはいますが、外国人同士の交流や、地域で日本人と外国人市民が、互いを尊重して生きていく多文化共生の場として、今後も活動を継続していく必要があります。

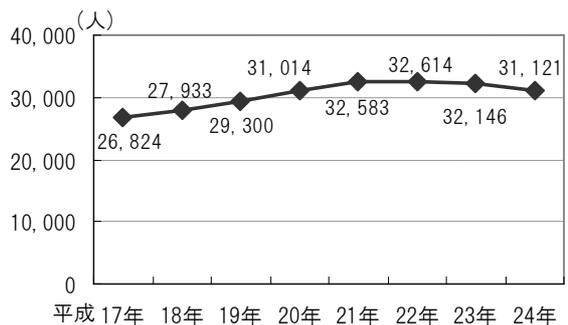
また、図書館や博物館施設においても、外国人市民のニーズに応じて、多言語での資料提供や情報提供、外国語資料の収集などを進めており、今後も外国人市民のニーズに応じたサービスを充実させていく必要があります。

### ② 障害者の社会参加支援

本市では、特別支援学校等を卒業した後の障害者の地域での仲間づくりと居場所づくりを目的に、昭和41年から市民館で「障がい者社会参加活動」を実施しています。毎月1回、工作や料理、遠足などの体験を通して、生活に必要な技術を学んだり、ボランティアや参加者同士の交流を図っています。しかしながら、このような場はまだ不足しており、地域の中に、障害者の居場所となり、様々な市民が交流できる場をつくっていくことが求められています。

また、図書館においては、来館できない障害者への郵送貸出サービスや、視覚障害者への対面朗読サービスなども各館で実施されています。今後も、高齢者や子どもなどあらゆる立場にある市民が使いやすい図書館を目指して、拡大読書器のような機器類の整備などユニバーサルデザインに配慮する図書館サービスを充実していく必要があります。

■本市の外国人登録人口の推移



資料：川崎市統計データブック

### ③ 平和・人権・男女平等に関する学級講座の実施や、子どもの権利保障

市民館では、市民一人ひとりの人権が尊重され、国籍や文化、性別、世代、考え方の違いなどを認め合った上で、共に生きることができる地域社会づくりを目指して、平和や人権、男女の平等に関する学級講座を開催しています。

また、本市では、平成 12 年に制定された「川崎市子どもの権利に関する条例」を具現化する取組として、子ども会議を開催しています。子ども夢パークを拠点とした全市子ども会議の活動と、地域教育会議を主体とした行政区・中学校区での子ども会議の活動があり、子どもの意見表明、社会参加のための重要な場となっています。全市子ども会議では、毎年、市長へ提言を行ってきました。

今後も引き続き、社会教育の展開を通じて、助け合い、支え合える市民同士の関係づくりと、あらゆる市民が住みやすい地域、生きやすい社会をつくっていくための取組を進めていく必要があります。

## 24 地域の教育力の向上

【主な取組】(◎：現行プランの下での新しい取組、○：充実を図った取組、●：継続の取組)

○行政区・中学校区地域教育会議の実施

○社会教育関係団体、サークル、文化団体、市民団体等の活動支援

### ① 地域教育会議

核家族化の進展や地域におけるつながりの希薄化などが進み、地域の教育力が低下していると言われています。

本市では、学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の教育力の向上を図る自主的な活動組織として、51 中学校区と 7 行政区に地域教育会議が設置されています。地域教育会議は、1980 年代の学校教育が問題を抱えていた時代に、市民自らが自分を取り巻く教育環境について考え、教育改革を進めていこうという論議が高まり、生まれてきた組織です。

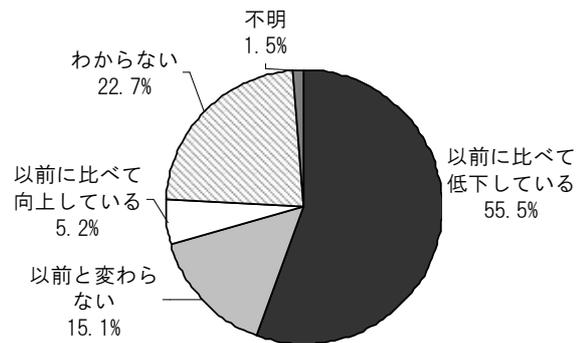
地域教育会議では、地域住民の主体的な参加と運営により、「教育を語るつどい」や「子ども会議」が開催され、子どもを含めて教育について住民みんなが考え合うための意識づくりが進められています。中学生の職業体験や、被災地でのボランティア活動、学校における学習支援などの取組が評価されている地域教育会議がある一方で、地域教育会議の担い手が不足しているなどの課題もあることから、今後、地域教育会議のさらなる活性化に向けた取組を充実させていく必要があります。

### ② サークル連絡会・文化協会・市民団体等の活動支援

本市では、市民館を拠点に、文化団体やサークルなどの活動が活発に展開されています。また、地域でも、生涯学習活動の主体として、PTAや女性団体、青少年団体、市民活動組織、NPO等の活動が展開されています。

市民館を始めとした各社会教育施設では、団体との連携や活動の支援に取り組んでいますが、施設や職員の数には限りがあり、地域での生涯学習をより活発にしていくためには、地域の中で学びや活動をコーディネートしていく人材が必要です。今後、地域で様々な学習活動に取り組んでいる人の中から、団体同士のつながりづくりや、地域で必要とされている学習活動を企画運営する人材を育成し、豊かな地域づくりを進める必要があります。

■「地域の教育力」は自身の子ども時代と比べてどのような状態にあると思われるか



資料：文部科学省「地域の教育力に関する実態調査」(平成17年度)

## 25 文化財の保護・活用

【主な取組】(◎：現行プランの下での新しい取組、○：充実を図った取組、●：継続の取組)

○文化財の指定等（平成 24 年現在、市内国県市指定・登録・選択文化財 157 件）

◎橋樹郡衙保存整備や史跡めぐりなどの市民による活用機会の充実（H19～）

◎小学校での出土品展示及び出前授業の実施（H22～）

◎栗木埋蔵文化財収蔵施設の運用開始（H24～）

◎文化財保護活用計画策定（H25）

### ① 文化財の保護・活用

本市では、全国的にも貴重な歴史文化遺産である橋樹郡衙をはじめ、市民の貴重な財産である文化財の調査、保護、活用の取組を実施しています。

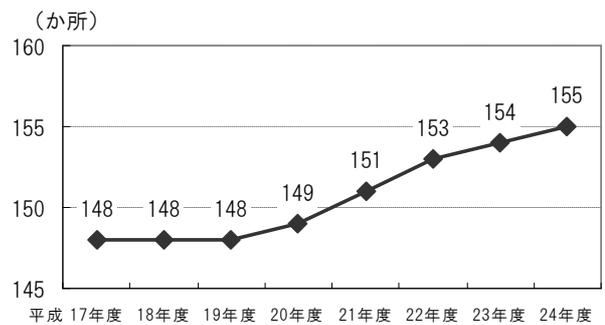
市内の文化財の総数は、平成 24 年度で 157 件となり、橋樹郡衙については、「たちばな古代の丘緑地」を核として、国史跡の指定に向け保存活用に取り組んでいます。これらの取組を継続して進めていくとともに、将来的な文化財保存活用機能の確保や新たな文化財保護制度の構築を図っていく必要があります。

また、文化財ボランティアや保存会の育成・活性化、専門的なボランティア人材の確保、文化財情報のデータベース化と市民への情報提供などを充実し、市民参加を促していく必要があります。

### ② 文化財を活用した学習・地域振興

本市では、地域の歴史・文化の貴重な遺産である文化財についての市民の理解を深め、次世代に伝承していくために、市民向けの文化財に関する教育普及事業や小・中学校における学習教材としての活用を図っています。事業を担うボランティアの高齢化が進んでいるため、専門的な人材の育成と確保を図っていく必要があります。今後は、文化財保護活用計画に基づき、市内の歴史・文化資源である文化財を生かした魅力あるまちづくりを推進していく必要があります。

■市内の文化財の総数



## 26 魅力ある博物館活動の推進

【主な取組】(◎：現行プランの下での新しい取組、○：充実を図った取組、●：継続の取組)

- ◎生田緑地内博物館の総合的管理運営（H20～）
- ◎生田緑地内博物館の管理運営にかかる指定管理者制度の導入（H25～）
- ◎日本民家園総合防災設備の整備（H21～）
- ◎日本民家園古民家の耐震補強（H23～）

### ① 博物館施設の管理・運営

市内の博物館施設では、各施設の特性を生かした博物館運営を行うとともに、生田緑地の横断的管理運営体制の整備や生田緑地サマーミュージアムの開催など、施設間連携による、集客増や施設の魅力向上に向けた事業の企画・実施に取り組んでいます。事業の企画・実施にあたっては、市民への学習機会の提供とともに、学校教育との連携に配慮しています。なお、平成25年度からは、管理運営のさらなる効率化に向け、指定管理者制度を導入しました。今後に向けては、引き続き、体験学習における指導者の育成を進めていく必要があります。

各館の取組としては、日本民家園では、ボランティアグループ等との協働により昔の生活文化に興味・関心を高めるための様々な事業を展開しています。また、老朽化した防災設備を改修し、平成26年度を目途に新総合防災システムの整備を進めています。さらに古民家の耐震診断を進め、必要に応じて補強を実施し、安全確保を図る必要があります。

かわさき宙と緑の科学館では、平成24年3月に策定した「青少年科学館運営基本計画」に基づき、自然・天文・科学の3分野において、利用者の関心を喚起・促進するための様々な体験学習事業を実施しています。今後もこれらの事業企画・運営への市民参加促進に向けた取組を継続する必要があります。

### ② 市民参加による博物館活動の推進

日本民家園、かわさき宙と緑の科学館など生田緑地内における施設間連携により、博物館施設の魅力をさらに発揮できるよう、地域や関係機関との共同事業や共通テーマによる事業を企画・実施するなかで、市民参加の促進及び関係者間でのネットワーク構築を推進する必要があります。